

草加市 ごみ処理基本計画

ともに力をあわせてつくる循環型社会
～快適都市 そうか を目指して～

平成29年3月
草 加 市

目次

1.	計画改定の基本事項	1
(1)	計画の目的、改定の目的	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	1
2.	草加市の概要	2
(1)	草加市の特性	2
1)	自然特性	2
2)	社会特性	3
(2)	関連計画、条例	7
1)	法律及び国の計画	7
2)	埼玉県計画	8
3)	草加市計画	8
4)	東埼玉資源環境組合計画	8
3.	ごみ処理の現状と課題	9
(1)	ごみ処理の現状	9
1)	ごみ処理体系	9
2)	ごみの排出状況	10
3)	ごみの発生抑制及び排出抑制の現状	13
4)	資源化の現況	16
5)	収集・運搬の状況	18
6)	中間処理の現状	19
7)	最終処分の現状	22
8)	清掃事業費の現状	23
(2)	ごみ処理の課題	24
4.	人口及びごみ量の将来予測	26
(1)	人口の将来予測	26
(2)	ごみ量の将来予測	27
1)	市民1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	27
2)	家庭ごみ排出量 (単位：t / 年)	27
3)	最終処分量	28
4)	資源化率	28

5.	計画の基本フレーム	29
(1)	ごみ処理の基本理念	29
(2)	ごみ処理の基本方針	29
6.	減量目標及び資源化目標の設定	30
(1)	減量化目標の設定	30
(2)	資源化目標の設定	31
7.	施策の体系	32
8.	基本計画の施策	33
(1)	発生・排出抑制及び資源化計画の策定	33
1)	発生抑制（リデュース）の推進	33
2)	再利用（リユース）の推進	36
3)	再資源化（リサイクル）の推進	37
4)	事業者への対策	40
5)	市民、事業者、市民団体等、市による協働の取組（地域全体での取組）	41
(2)	収集・運搬計画の策定	43
1)	収集・運搬体制の見直し	43
2)	適正排出と環境美化の推進	44
(3)	中間処理計画の策定	45
1)	焼却処理	45
2)	中間処理	45
3)	広域的な相互応援等	45
(4)	最終処分計画の策定	47
(5)	その他の施策等	47
1)	経済的手法の検討	47
2)	計画の進行管理	47
9.	ごみ量推計集計表	48

1. 計画改定の基本事項

(1) 計画の目的、改定の目的

本市では、平成 24 年度に計画目標年度を平成 33 年に設定した草加市ごみ処理基本計画を策定し、循環型・低炭素社会の構築を推進しています。

草加市ごみ処理基本計画の策定から 4 年が経過し、中間目標年度として定めている平成 28 年度を迎え、廃棄物を取り巻く状況が策定当時から変化してきています。

このことから、中・長期的及び総合的視点に立ち、今後の循環型・低炭素社会の実現に向けた本市におけるごみの処理を計画的に推進するための基本的事項について、改定することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第四次草加市総合振興計画」及び「第二次草加市環境基本計画」と整合を取るとともに、市の関連計画や国、県の計画との整合も図りながら作成します。

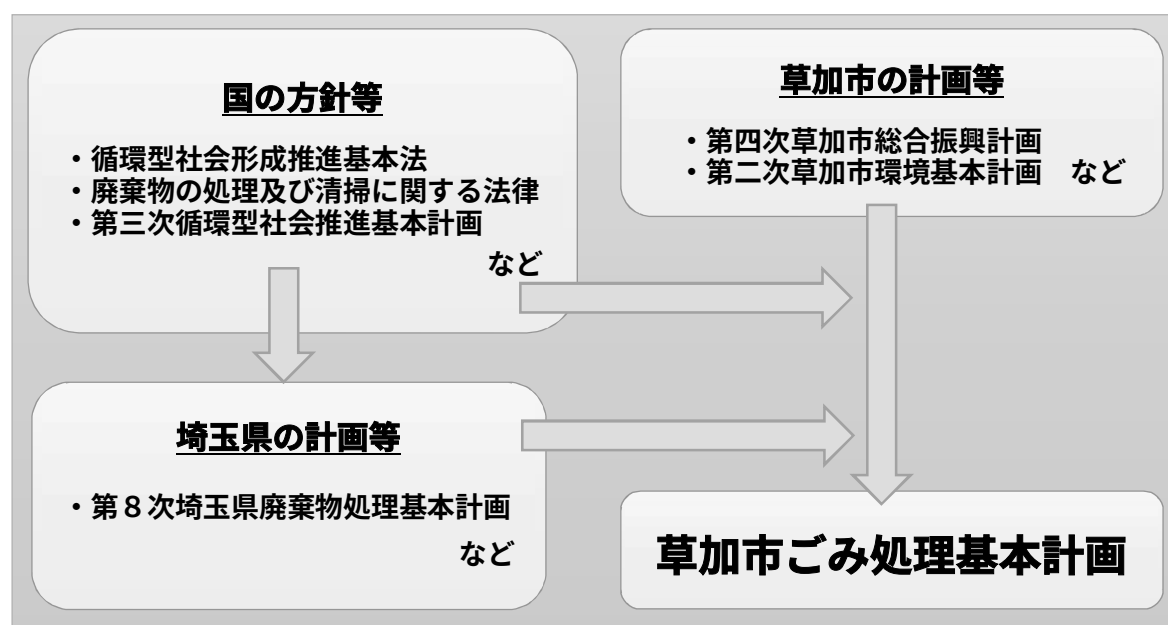
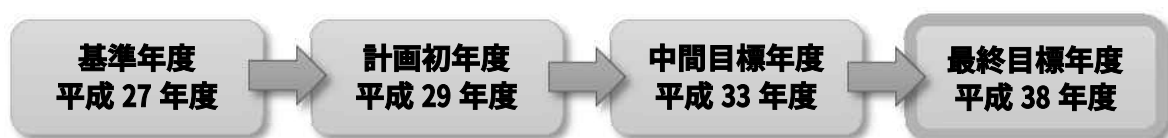


図 1 計画の位置付け図

(3) 計画期間

本計画は、平成 27 年度を基準年度とし、計画期間を平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 か年とします。

また、計画目標を着実に実現するため、計画の目標年次である平成 38 年度までの 10 か年の長期目標のほかに、5 年目の平成 33 年度を中間目標年度とし、見直しを実施します。



2. 草加市の概要

(1) 草加市の特性

1) 自然特性

① 位置及び地勢

本市は、埼玉県の東南部に位置し、関東平野の中心部に広がる中川低地と呼ばれる中川・綾瀬川下流域に開けた沖積平野に属しています。東は八潮市、三郷市、吉川市、西は川口市、北は越谷市、そして南は東京都足立区に接しています。

市域は東西方向に 7.24 km、南北に 7.60 kmで、面積は 27.46 km²であり、全域が都市計画区域です。そのうち約 90%が市街化区域であり、残りの約 10%が市街化調整区域です。

② 気象

本市の月間降水量（1981 年から 2010 年の 30 年間平均）は、最も少ない月（1 月）が 44.5mm、最も多い月（9 月）は 185.9mm、年間降水量は、1328.3mm となっています。

また、月間平均気温（1981 年から 2010 年の 30 年間平均）は、一番低い月（1 月）が 4.1℃、一番高い月（8 月）は 26.9℃、年間平均 15.0℃となっており、比較的過ごしやすい気候といえます。

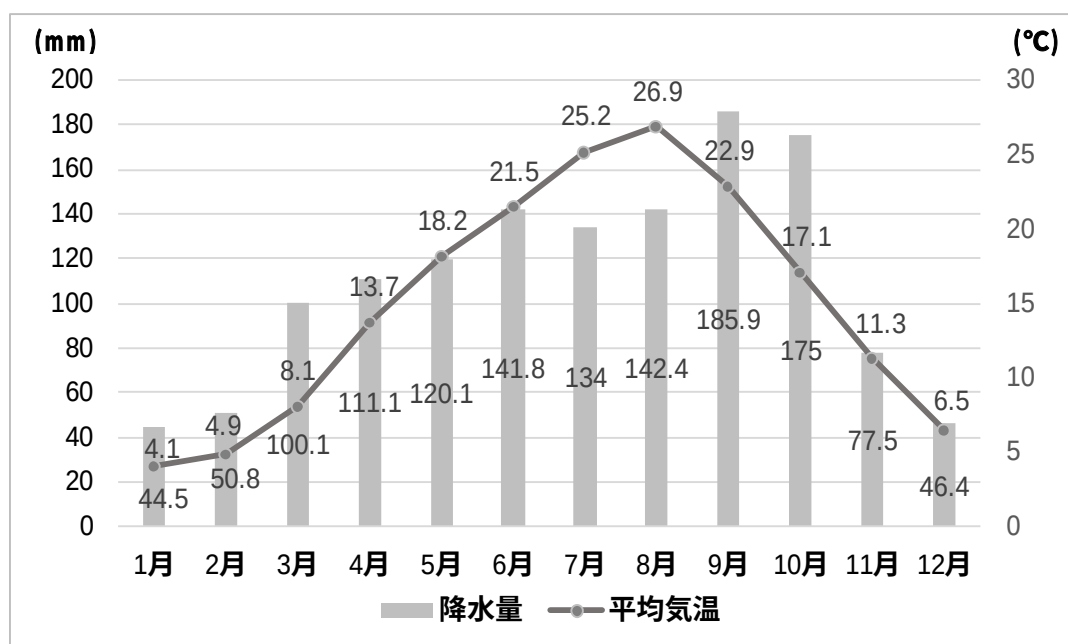


図 2 月別平均降水量・平均気温

(資料) 越谷気象観測所のデータ

2) 社会特性

① 人口・世帯数

本市の人口は、平成 18 年は 238,352 人でしたが、平成 27 年には 245,389 人となっており、10 年間で 7,037 人（3.0%）増加しています。また、世帯数に関しても平成 18 年は 99,028 世帯でしたが、平成 27 年には 109,575 世帯となっており、10,547 世帯（10.7%）増加しています。

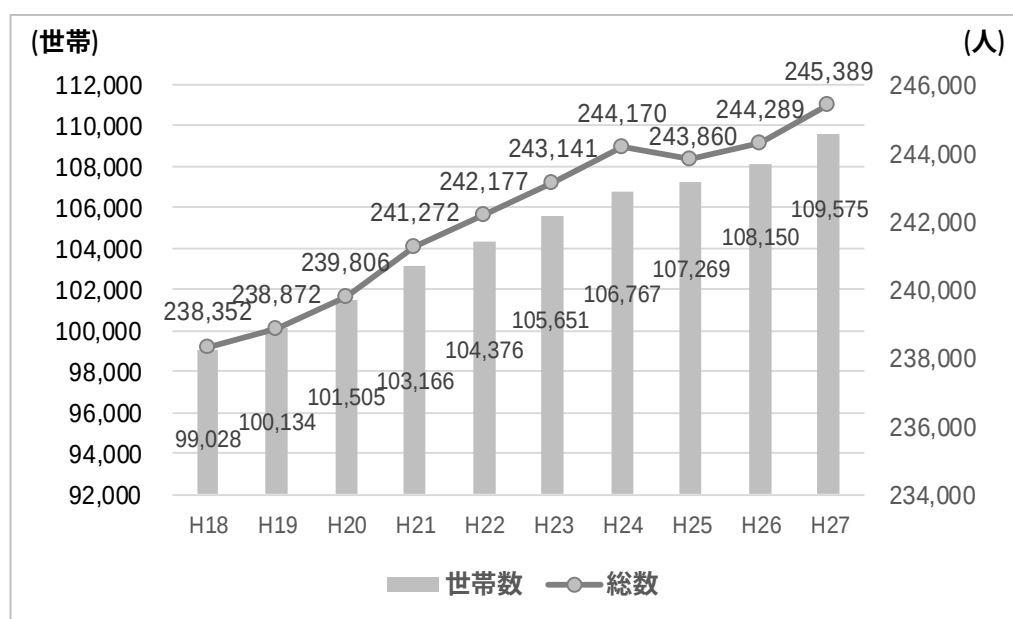


図 3 人口・世帯数の推移

(資料) 草加市統計書

② 産業の動向

本市の産業を事業所数及び従業者数についてみると、「卸売業,小売業」、「製造業」、「宿泊業 飲食サービス業」が占める比率が高くなっています。

表 1 事業所数、従業者数（平成 26 年度）

	事業所数 (件)	従業者数(人)
農林漁業	5	25
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	4
建設業	738	4,578
製造業	1,210	15,706
電気・ガス・熱供給・水道業	8	188
情報通信業	39	160
運輸業, 郵便業	229	4,949
卸売業, 小売業	1,740	19,166
金融業, 保険業	89	1,307
不動産業, 物品賃貸業	585	1,932
学術研究, 専門・技術サービス業	213	1,421
宿泊業, 飲食サービス業	980	7,511
生活関連サービス業, 娯楽業	686	3,442
教育, 学習支援業	294	4,370
医療, 福祉	586	8,437
複合サービス事業	20	658
サービス業 (他に分類されないもの)	314	3,249
合計	7,737	77,103

(資料) 経済センサス基礎調査

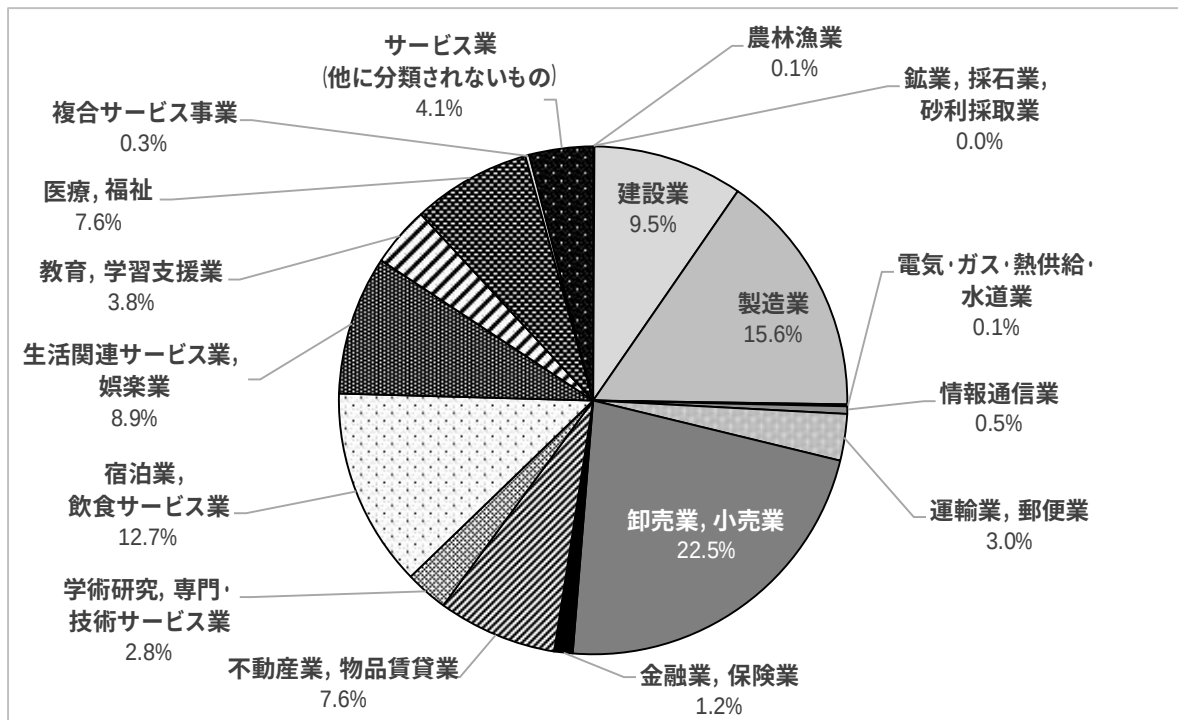


図 4 事業所数の業種別割合（平成 26 年度）

（資料）経済センサス基礎調査

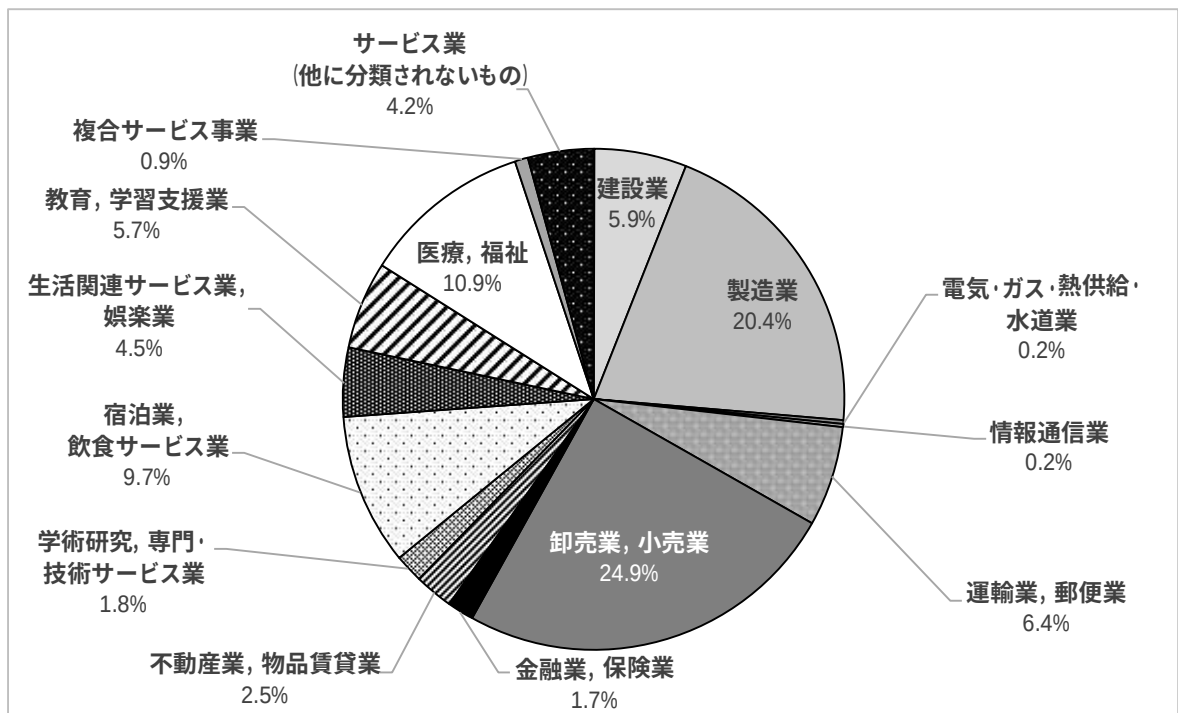


図 5 従業者数の業種別割合（平成 26 年度）

（資料）経済センサス基礎調査

③ 土地利用の状況

本市の平成 23 年から平成 27 年（過去 5 年間）の土地利用の転換状況をみると、田や畑の農地、山林や雑種地の減少がみられる一方で、宅地の増加傾向は続いており、こうした傾向は今後も進むものと考えられます。

表 2 土地利用状況推移

年次	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成23年	2,742.0	96.3	153.0	1,480.8	1.8	0.9	1.1	211.0	797.1
平成24年	2,742.0	91.5	151.3	1,490.3	1.8	0.9	1.0	206.8	798.4
平成25年	2,742.0	89.9	147.4	1,497.1	1.8	0.9	1.0	205.3	798.6
平成26年	2,742.0	87.1	143.7	1,506.4	-	0.8	1.0	204.2	798.8
平成27年	2,746.0	85.7	139.8	1,515.8	-	0.7	1.0	197.1	805.9

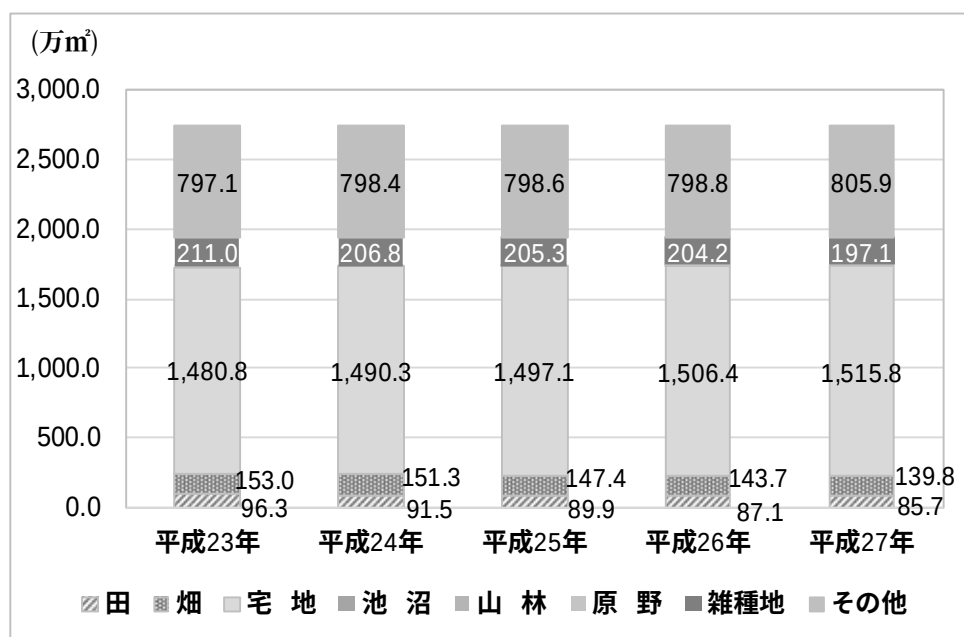


図 6 土地利用状況推移

(資料) 草加市統計書

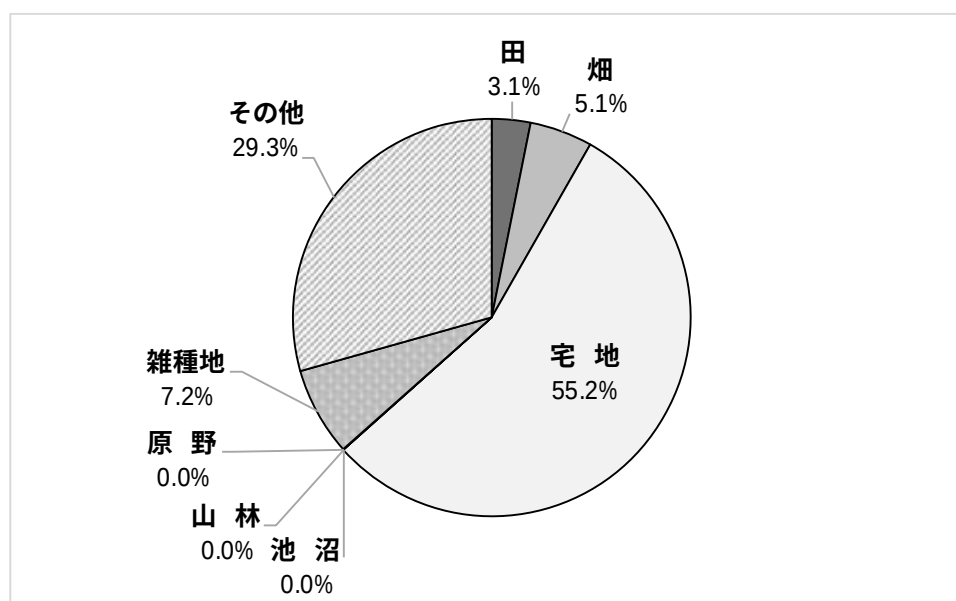


図 7 土地利用状況 (平成 27 年)

(資料) 草加市統計書

(2) 関連計画、条例

草加市ごみ処理基本計画の改定に当たり、法律や国・県・市の計画等と整合を図る必要があるため、以下に本計画に関連する計画を抽出し整理します。

1) 法律及び国の計画

名称	概要		
循環型社会形成推進基本法 (平成 24 年 6 月改正)	1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示 2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義 3. 処理の「優先順位」を初めて法定化 4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化 5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定 6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示		
第三次循環型社会形成推進基本計画 (平成 25 年 5 月)	様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3 R の推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、定めているものです。 ■計画における平成 32 年度の目標値 <table border="1"> <tr> <td>1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量</td><td>890 g (うち生活系 500g)</td></tr> </table>	1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量	890 g (うち生活系 500g)
1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量	890 g (うち生活系 500g)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 27 年 7 月改正)	この法律は、廃棄物の排出を抑制し、かつ、廃棄物を適正に処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）し、並びに生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。 ■平成 22 年 5 月の改正概要 ・廃棄物処理施設の維持管理対策の強化 ・排出抑制の徹底 ・廃棄物処理業の優良化の推進 ・焼却時の熱利用の促進 など ■平成 27 年 7 月の改定概要 ・災害時の円滑かつ迅速な廃棄物処理のための手続の簡素化 ・災害時に生じた廃棄物の処理について、国や都道府県、市町村や民間業者が相互連携し、適切な役割を分担して取り組む責務を有する など		

2) 埼玉県計画

名称	概要								
第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）	安心・安全の確保を最優先として循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、埼玉県における今後の廃棄物行政の指針として策定するものです。 ①3Rの推進 ②廃棄物の適正処理の推進 ③環境産業の育成 ④災害廃棄物対策の推進 ■計画における平成32年度の目標値 <table> <tr> <td>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量</td><td>503 g/人・日</td></tr> <tr> <td>事業系ごみ排出量</td><td>488 千トン</td></tr> <tr> <td>1人1日当たりの最終処分量</td><td>44 g/人・日</td></tr> <tr> <td>最終処分量</td><td>175 千トン</td></tr> </table>	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	503 g/人・日	事業系ごみ排出量	488 千トン	1人1日当たりの最終処分量	44 g/人・日	最終処分量	175 千トン
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	503 g/人・日								
事業系ごみ排出量	488 千トン								
1人1日当たりの最終処分量	44 g/人・日								
最終処分量	175 千トン								

3) 草加市計画

名称	ごみ処理に関する施策の概要
第四次草加市総合振興計画 基本構想第1期基本計画 （平成28年3月）	■環境を守り育てる ①低炭素型まちづくり ②循環型社会の構築 ③自然共生型まちづくり ④環境衛生
第二次草加市環境基本計画 （平成28年3月）	■3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進 取組方針1：ごみの減量化と分別収集の普及、啓発 ⇒3Rの推進やごみの減量・分別、食品ロスの削減などの普及啓発活動の推進など 取組方針2：環境にやさしい消費者の育成・支援 ⇒レジ袋の使用量削減のための普及啓発やグリーン購入の推進など 取組方針3：リサイクルの推進 ⇒リサイクルセンターを中心とした資源化及び再利用の推進や、市民団体への支援など

4) 東埼玉資源環境組合計画

名称	概要		
循環型社会形成推進地域計画（第2期） （平成26年1月改定）	本計画の計画期間においては、組合地域管内の人口増加が予想される中で、さらなるごみの減量化や資源ごみの分別収集の徹底を図り、廃棄物循環型社会の実現を目指すため、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。 ■計画における平成30年度の目標値 <table> <tr> <td>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量</td><td>626 g/人・日</td></tr> </table>	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	626 g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	626 g/人・日		

3. ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

1) ごみ処理体系

現在のごみ処理の流れを下記に示します。

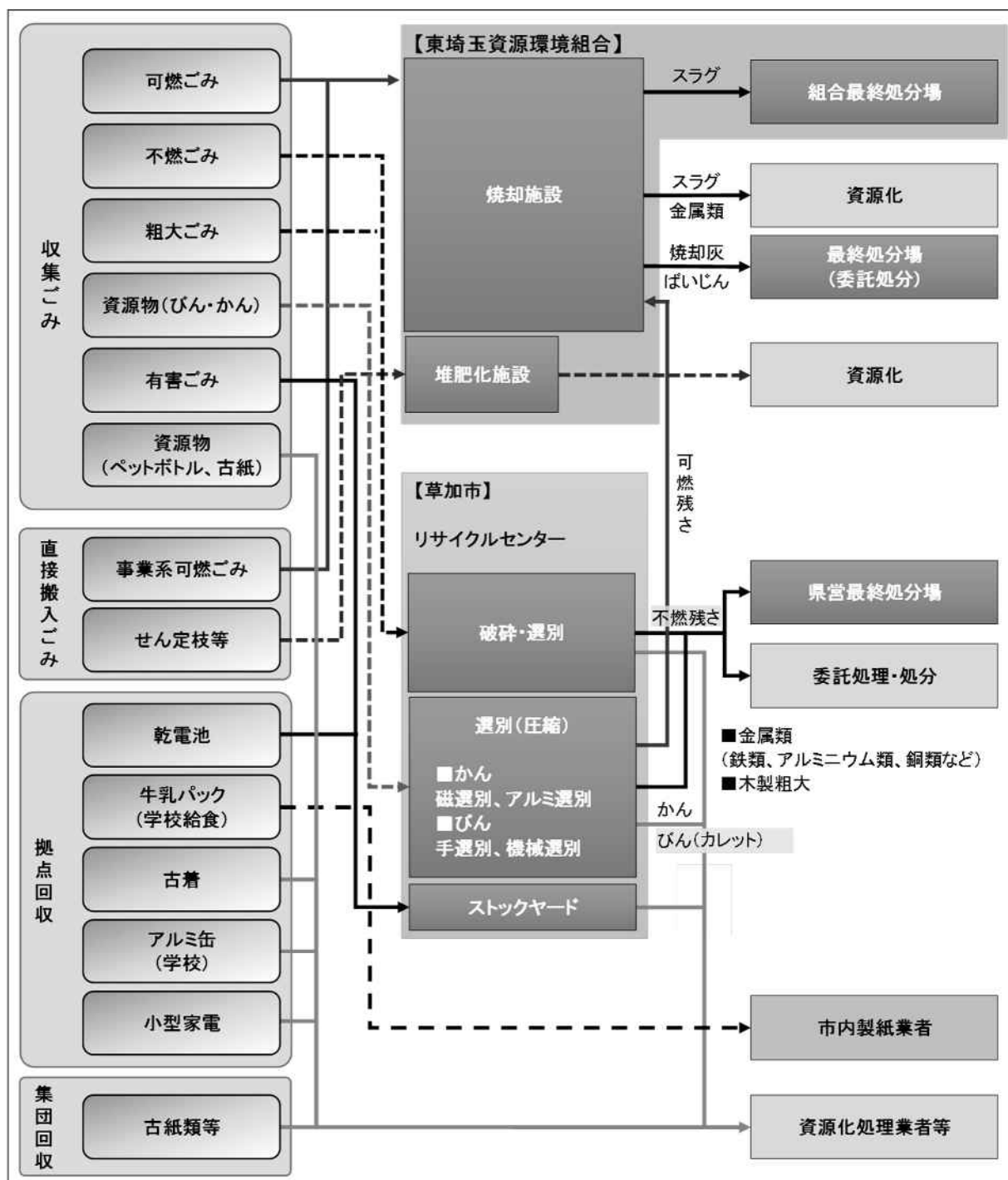


図 8 ごみ処理の体系図

2) ごみの排出状況

① ごみ量（家庭系）の推移

ごみ量の過去 10 年間の推移を示します。ごみ排出量の合計では、平成 18 年度から平成 26 年度は順調に減少を続けていましたが、平成 27 年度では横ばいとなっています。平成 27 年度は、家庭系ごみのうち可燃ごみは、47,134 トン、不燃ごみが 2,446 トンとなっています。

表 3 ごみと資源の排出量の実績

(単位：t)

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
人口	238,937	239,777	241,108	242,132	243,111	244,124	244,157	244,289	245,280	245,859
ごみ排出量	70,318	68,195	66,548	64,487	63,335	63,737	62,726	61,680	60,849	60,945
可燃ごみ	52,985	51,354	50,519	49,238	48,245	48,642	48,177	47,359	46,864	47,134
不燃ごみ	3,587	3,372	2,975	2,716	2,611	2,576	2,420	2,369	2,260	2,446
資源物	6,649	6,372	6,183	6,152	6,033	6,156	5,884	6,019	5,967	5,893
びん	1,757	1,654	1,610	1,596	1,620	1,611	1,534	1,507	1,474	1,444
缶	813	773	739	764	682	649	628	623	609	616
古紙類	3,643	3,274	3,155	3,109	3,014	3,122	2,972	3,143	3,144	3,077
ペットボトル	404	636	647	649	682	728	710	709	695	694
古着(拠点回収)	32	34	32	35	36	45	40	37	45	63
枝・草(持ち込み)	40	44	47	41	47	20	0	0	7	16
粗大ごみ	488	466	468	438	524	589	633	630	605	631
集団回収古紙類	6,570	6,587	6,357	5,902	5,875	5,755	5,612	5,303	5,146	4,825

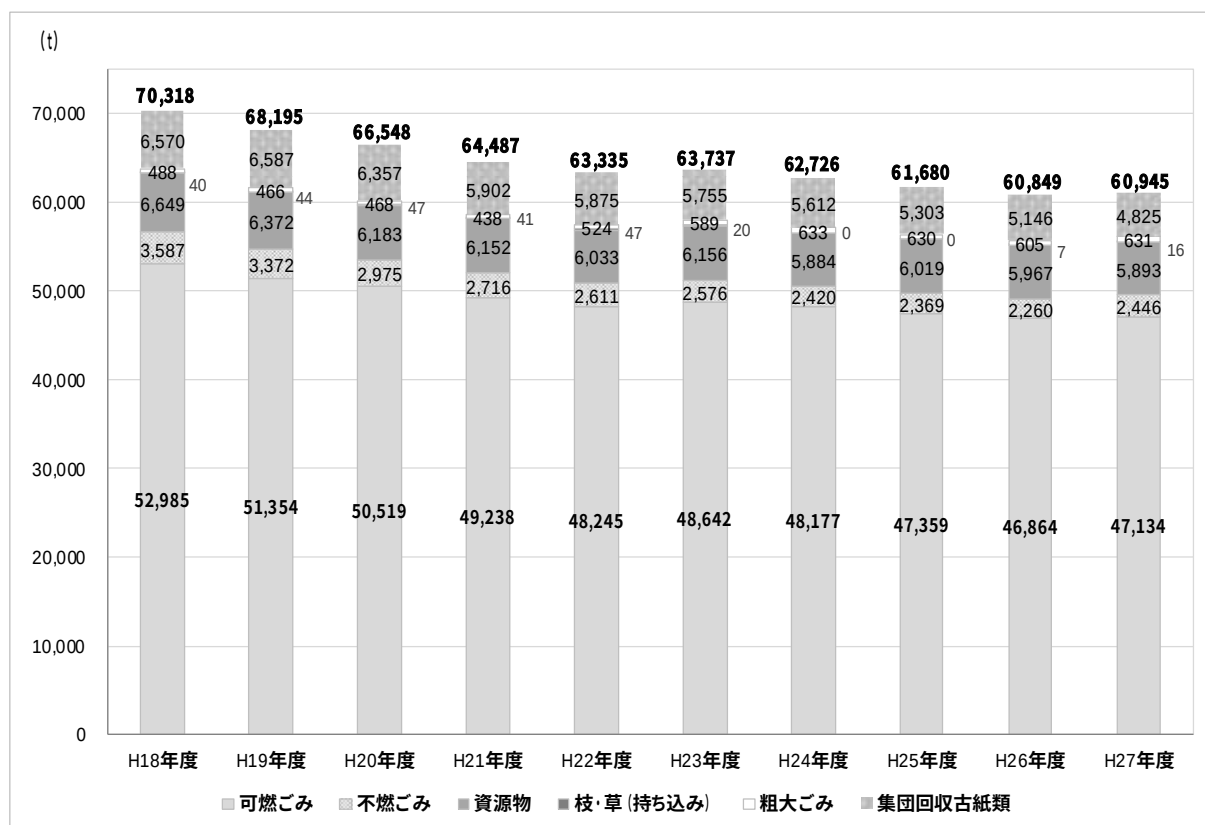


図 9 ごみ総排出量の推移（家庭系）

(資料) 廃棄物処理事業等の概要

② 市民1人1日当たりの排出量（家庭系）

家庭系の総ごみ量の他、可燃ごみと不燃ごみの市民1人1日当たりの排出量は、概ね順調に減少を続けています。

表 4 市民1人1日当たりの排出量（家庭系）

（単位：g/人・日）

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
総排出量	806.3	777.1	756.2	729.7	713.8	713.3	703.9	691.7	679.7	677.3
可燃ごみ	607.5	585.2	574.0	557.1	543.7	544.4	540.6	531.1	523.5	523.8
不燃ごみ	41.1	38.4	33.8	30.7	29.4	28.8	27.2	26.6	25.2	27.2
資源物	76.2	72.6	70.3	69.6	68.0	68.9	66.0	67.5	66.7	65.5

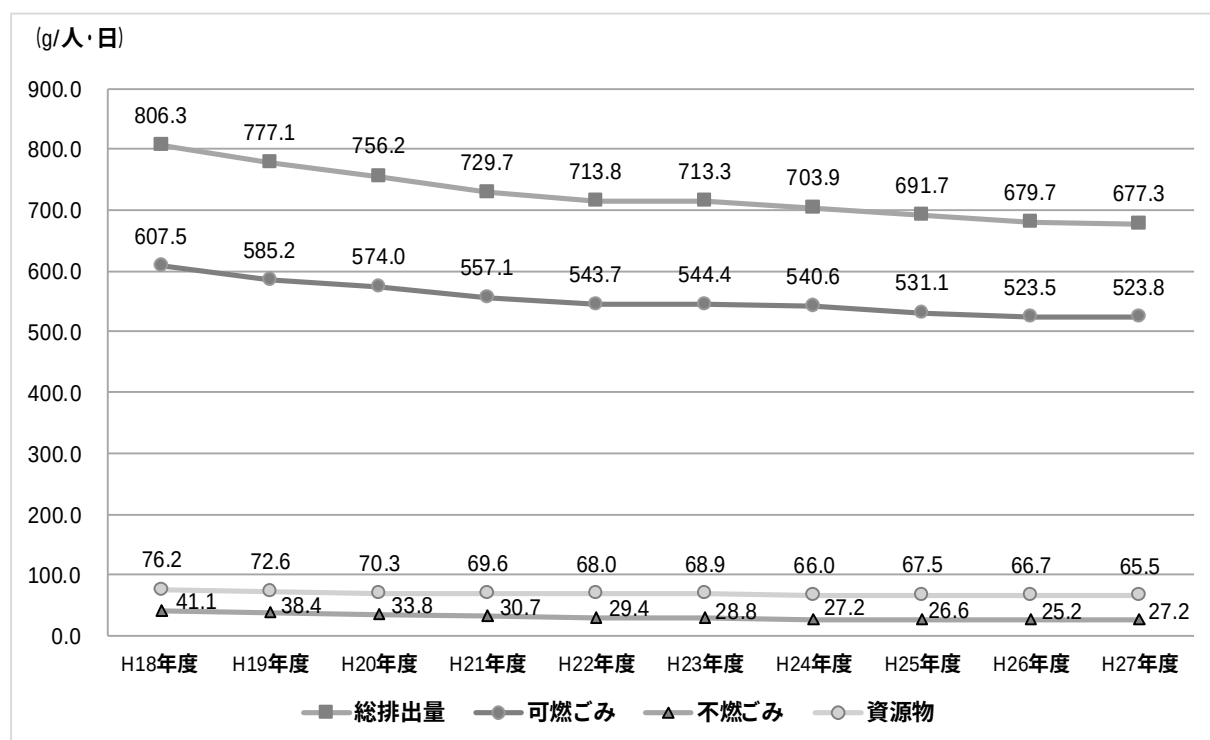


図 10 市民1人1日当たりの排出量（家庭系）

（資料） 廃棄物処理事業等の概要

③ ごみ組成（東埼玉資源環境組合資料）

【ごみの種類組成】

ごみ質分析の結果、平成 23 年度から平成 27 年度までで、紙類の割合が徐々に減ってきています。また、ちゅう芥類も、平成 23 年度と比べると平成 27 年度の割合は約 5%減っています。

表 5 ごみ組成分析結果（割合の推移）

（単位：％）

種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
紙類	26.17	23.58	21.59	20.23	17.99
布類	3.24	3.05	2.70	2.00	2.89
ビニール合成樹脂・ゴム・皮革類	33.82	35.36	43.38	49.91	48.13
木・竹・ワラ類	6.22	6.73	6.36	5.31	6.55
ちゅう芥類	26.60	28.98	22.84	20.95	21.72
不燃物類	0.49	0.42	0.35	0.42	0.35
その他	3.46	1.88	2.78	1.18	2.37

※ちゅう芥類とは、生ごみ類のこと

（資料） 東埼玉資源環境組合資料

【ごみの 3 成分】

ごみの 3 成分分析の結果、灰分と可燃分の割合は平成 23 年度から平成 27 年度まで、ほぼ横ばい状態となっておりますが、水分の割合は平成 24 年度の 41.4%から、徐々に増加して平成 27 年度では、46.8%となっております。

表 6 ごみの 3 成分分析結果（割合の推移）

（単位：％）

種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
水分	43.9	41.4	45.9	46.7	46.8
灰分	6.6	6.8	6.9	9.3	7.2
可燃分	49.5	51.8	47.2	44.0	46.0

（資料） 東埼玉資源環境組合資料

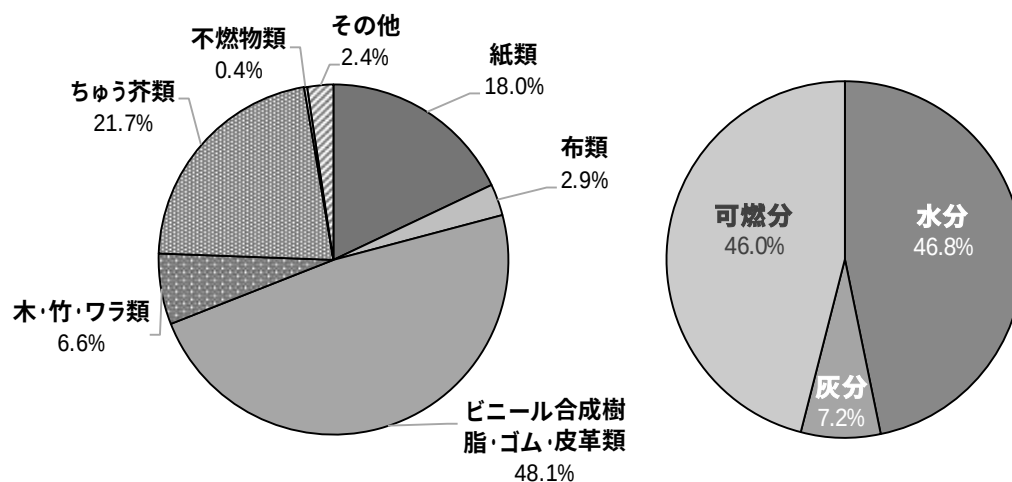


図 11 ごみ種類組成（左）、ごみ 3 成分（右）の結果（平成 27 年度）

3) ごみの発生抑制及び排出抑制の現状

本市において、ごみの発生抑制及び排出抑制のために実施している取組の例を示します。ごみの発生抑制とは、ごみそのものを出さないようにすることであり、排出抑制は、ごみをごみとして排出することを抑制することです。

① 『食品ロス』削減の取組

食品廃棄物のうち、食べられるのに捨てられてしまうものを『食品ロス』といいます。日本で、食品ロスは年間約 600 万トン出されていると試算されています。そこで、一人一人が「もったいない」を意識して、買い物・調理など日頃の生活を見直すことで、『食品ロス』を減らす取組を実施しています。

■実施内容

【リーフレット作製】	【ポスター作製】	【その他】
		・市のホームページに掲示 ・食品ロス削減啓発用のポケットティッシュの作成・配布

② 古紙類等回収奨励金交付

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、市内の地域住民で組織された団体が実施する古紙類、古布等の回収に対し、回収実績量 1 kg 当たり 7 円の奨励金を交付しています。

表 7 古紙類等回収奨励金交付等の推移

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
団体数(団体)	242	243	220	226	224
交付額(円)	40,281,640	39,280,759	37,121,854	36,018,696	33,772,515
回収量 (kg)	合計	5,754,520	5,611,537	5,303,122	5,145,528
	紙パック	11,828	11,728	12,910	10,889
	古繊維	130,590	125,702	120,713	122,517
	段ボール	1,105,698	1,115,161	1,084,660	1,081,825
	雑誌	1,244,470	1,172,951	1,134,099	1,124,067
	新聞	3,261,934	3,185,995	2,950,740	2,806,230
					2,582,805

(資料) 廃棄物処理事業等の概要

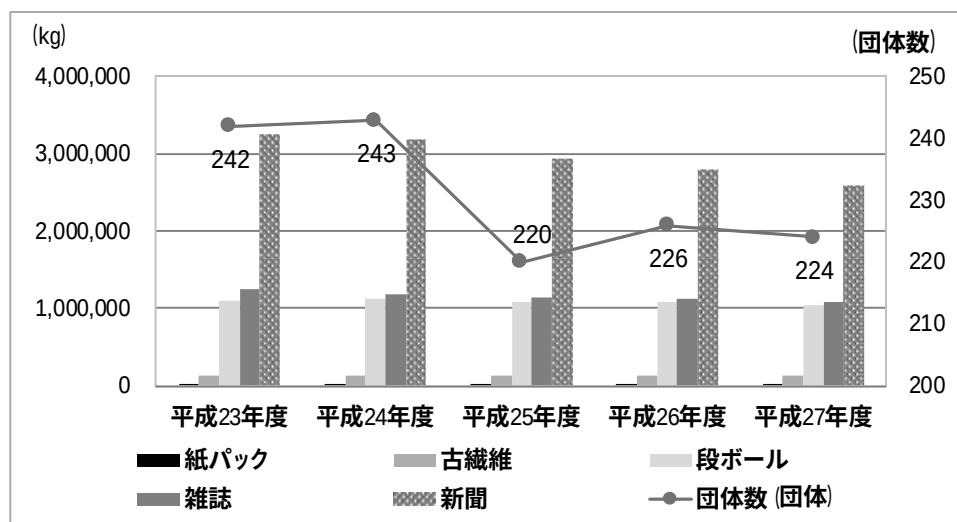


図 12 古紙類等回収奨励金交付等の推移

(資料) 廃棄物処理事業等の概要

③ 生ごみ処理容器等購入補助

生ごみ処理容器等購入補助事業として、家庭から排出されるちゅう芥（生ごみ）の自家処理を促進し、減量及び資源の有効利用を図るため、設置者に対して購入費の一部（半分）の補助を行っています。（限度額あり）

表 8 生ごみ処理容器等購入補助金、交付状況

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
交付件数 (団体)	合計	25	29	26	29	11
	コンポスト	7	4	4	8	3
	機械式	18	25	22	21	7
交付金額 (円)	合計	525,700	686,200	624,100	627,500	202,200
	コンポスト	16,000	14,100	12,900	29,200	7,700
	機械式	509,700	672,100	611,200	598,300	194,500

(資料) 廃棄物処理事業等の概要

④ 廃棄物減量等啓発

資源のリサイクルや廃棄物の正しい分別等のごみ減量の取組について、「広報そうか」や市のホームページ、リサイクルセンターの施設見学、町会や自治会等への説明会を通じて、啓発活動を実施しています。

平成 27 年度リサイクルセンター施設見学者等への啓発	766 名
-----------------------------	-------

⑤ 都市美化推進

駅前広場等の清掃及び一般家庭用集積所に使用する散乱防止用ごみネットの貸出しにより、カラス等によるごみ散乱防止を図り、清潔な生活環境の向上を推進しています。

駅前広場等清掃業務委託	松原団地駅東口 新田駅東口・西口駅前広場等 (週 3 回程度)
散乱防止用ごみネット貸出し状況	1,453 枚 (平成 27 年度)

⑥ 古着・廃食油等資源の拠点回収

毎月第2日曜日に環境業務センター、毎月第4土曜日にリサイクルセンターで古着及び廃食油の拠点回収を実施しています。また、平成26年12月から市内のコミュニティセンター等13か所の公共施設に古着の回収ボックスを設置し、開館時間における拠点回収を開始しました。

なお、当該13か所の公共施設と市役所本庁舎及び中央図書館では使用済み小型家電の回収ボックスを設置し、拠点回収を行っています。

■平成27年度の拠点回収実績

古着	62,635 kg
環境業務センター	24,355 kg
リサイクルセンター	12,950 kg
公共施設（13か所）	25,330 kg
廃食油	884 L
小型家電（拠点回収分）	1,612 kg

⑦ ごみ分別アプリの配信



ごみの収集日やごみの出し方、出す時の注意点、ごみ分別辞典、よくある質問など、ごみに関する様々な情報を身近なスマートフォンを利用して簡単に確認できるアプリケーションをリリースしました。

【基本機能】

■収集日カレンダー	今日と明日、週ごと、月ごとの3パターンによるごみ収集日程を一つの画面ですぐに確認することができます。
■アラート機能	収集予定のごみ種別を前日と当日にアラートでお知らせします。時間は自由に設定することができます。
■ごみ分別辞典	品目ごとにごみの捨て方を確認できます。また、検索性の高い仕組みを使っているため探しているモノを簡単に見つけることができます。
■ごみの出し方	ごみの種別ごとに、主な品目と出し方を確認することができます。
■よくある質問	Q&A方式で、お問合せが多い情報を確認することができます。
■お知らせ	収集日変更のお知らせやイベント情報などを確認することができます。

4) 資源化の現況

① 資源化量

リサイクルセンターやリサイクル処理施設に搬入し、破碎処理や選別等の中間処理により得られた資源化量及び集団回収の資源化量を示します。総資源物量は、平成18年からほぼ毎年減少し続けています。

表 9 各資源化量の推移

(単位：t)

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
資源物										
スチール缶	371.2	335.2	300.0	278.3	254.2	250.3	223.0	197.4	184.0	159.0
アルミ缶	300.7	302.3	310.7	324.3	336.8	325.7	343.0	355.4	352.5	364.9
回収びん (リターナブルびん)	175.0	156.1	148.8	134.4	139.9	128.2	124.6	116.5	114.8	113.6
カレット (白・茶)	1,233.3	1,126.3	1,142.0	1,131.7	1,121.3	1,110.1	1,098.8	1,049.0	1,003.0	1,025.7
カレット (青緑・黒)	315.9	321.3	310.7	283.3	288.2	350.1	340.1	308.4	292.4	302.0
ペットボトル	403.7	636.0	646.8	648.5	681.7	728.3	709.7	709.2	695.4	693.7
古新聞・古雑誌	3,642.9	3,274.4	3,155.4	3,108.6	3,014.4	3,122.1	2,971.9	3,142.7	3,143.5	3,077.1
ウエス	32.0	34.3	32.2	34.7	28.4	36.1	32.2	29.4	35.8	50.1
堆肥化量 (枝・草)	39.5	44.2	46.5	41.3	47.1	20.2	0.0	0.0	7.1	16.3
不燃・粗大ごみからの資源物	1,663.3	1,545.1	1,348.5	1,205.1	1,146.9	1,216.0	1,185.2	1,197.2	1,187.4	1,322.7
廃棄乾電池・蛍光管資源化量	55.0	53.6	43.5	40.2	27.4	33.2	33.7	45.4	50.6	44.9
集団回収古紙類	6,569.6	6,586.8	6,356.5	5,902.4	5,874.7	5,754.5	5,611.5	5,303.1	5,145.5	4,824.6
総資源物量	14,747	14,362	13,798	13,093	12,934	13,042	12,640	12,408	12,161	11,950

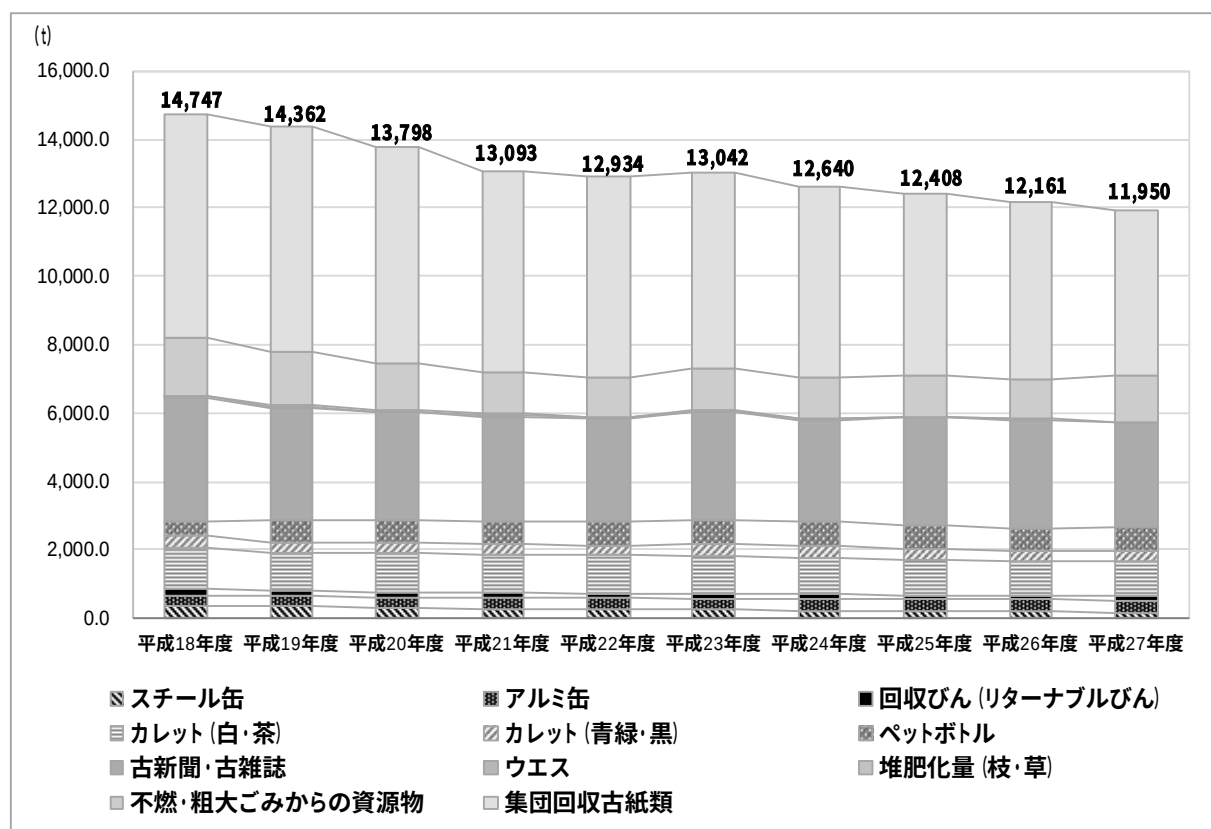


図 13 各資源化量の推移

(資料) 廃棄物処理事業等の概要

② 資源化率

家庭系ごみから資源化された量の割合（資源化率）の推移を示します。資源化量の減少に伴って、資源化率も年々減少しています。

（算出式＝中間処理後の総資源化量／家庭ごみ総排出量）



図 1 4 家庭系ごみの資源化率の推移（灰の資源化含まず）

（資料） 廃棄物処理事業等の概要

5) 収集・運搬の状況

① ごみ種別ごとのごみ収集、処理方式

ごみの収集・運搬に関して、ごみ種別ごとに収集の回数と方式及び処理方式を下記の表にまとめました。

表 10 ごみの収集、処理方法の表

種別	収集回数	収集方式	処理方式	
可燃ごみ	週 2 回	ステーション方式（委託）	東埼玉資源環境組合第二工場 ごみ処理施設にて焼却処分	
不燃ごみ	月 2 回	ステーション方式（委託）	リサイクルセンターにて破碎 及び選別後、資源は資源化処 理業者等で資源化、不燃残さ は県営処分場及び民間処分場 で埋立処分	
	小型家電 乾電池	拠点随時	ステーション方式（委託） 及び拠点回収方式（直営）	資源化処理業者等で資源化及 び処分
資源物	びん	月 2 回	ステーション方式（委託）	リサイクルセンターにて選別 後、資源は資源化処理業者等 で資源化
	かん			
	ペットボトル			
	古紙			
	古着	月 2 回及び 拠点随時	拠点回収方式（直営・委託）	収集運搬委託業者等にて直接 市が指定する資源化処理業者 等に搬入し、資源化
粗大ごみ	申出により 随時	各戸収集方式（直営）	リサイクルセンターにて破碎 及び選別後、資源は資源化処 理業者等で資源化、可燃残さ は東埼玉資源環境組合第二工 場ごみ処理施設にて焼却、不 燃残さは県営処分場及び民間 処分場で埋立処分	
特定家庭用機器廃棄物	随時排出者が直接指定引取場所に運搬又は家 電小売業者等に収集依頼		指定引取場所へ運搬後、製造 業者等施設で再商品化	
事業活動に伴って生じる 一般廃棄物	随時事業者が自らの責任において適正に処理			

② 資源物集団回収

古紙・段ボール・古着等は、地域の町会・子ども会・PTA などが実施する資源物集団回収もあります。

③ 可燃ごみ集積所数と収集世帯数

収集世帯数が増加するにつれて、可燃ごみ集積所数も増加しています。

表 11 収集世帯数とごみ集積所数

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
収集世帯数	100,028	101,446	103,076	104,388	105,588	106,711	107,418	108,146	109,466	110,875
可燃ごみ集積場数	7,153	7,303	7,456	7,580	7,720	7,888	8,046	8,205	8,370	8,522

（資料） 廃棄物処理事業等の概要

6) 中間処理の現状

① 中間処理の体系（ごみ種別）

本市の中間処理は、以下の表に示すように、ごみの種類ごとに中間処理体系が分けられています。

表 1 2 ごみ種別の中間処理体系

ごみ種別		中間処理施設	中間処理操作
可燃ごみ		東埼玉資源環境組合 ごみ処理施設	焼却・溶融
不燃ごみ		リサイクルセンター	破碎・選別
資源化	びん	リサイクルセンター	手選別・機械選別
	かん	リサイクルセンター	磁選別・アルミ選別
	古紙	-	-
	ペットボトル	-	-
	古着 (拠点回収)	-	-
枝・草 (持込み)		東埼玉資源環境組合 堆肥化施設	堆肥化处理
粗大ごみ		リサイクルセンター	破碎・選別
集団回収古紙類		-	-

※『古紙』、『ペットボトル』、『古着』や『集団回収古紙類』は、中間処理施設を経由することなく、資源化处理業者に渡ります。

② 中間処理施設

(Ⅰ) 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設

概要	
越谷市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町の5市1町の可燃ごみの焼却施設であり、焼却処理に伴って発生する熱を利用した発電や熱供給のサーマルリサイクルを行っています。東埼玉資源環境組合第二工場の稼働後は、草加市及び八潮市以外の市町のごみ処理施設として稼働しています。	
事業主体	東埼玉資源環境組合 (越谷市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)
所在地	越谷市増林三丁目2番地1
敷地面積	45,875.44 m ² (堆肥化施設を含む)
着工・竣工	着工：平成3年12月 竣工：平成7年9月
処理能力（施設規模） 及び方式	800t/日 (200t/日・4炉) 全連続燃焼式機械炉
排ガス処理方式	乾式（消石灰吹込 + バグフィルタ）
発電能力	24,000kW (12,000kW・2基)
余熱利用	蒸気タービンによる発電、場内熱供給、給湯、冷暖房及び場外への熱供給

(Ⅱ) 東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設（平成28年4月から）

概要	
「人と自然との共生」をテーマに、ごみを処理するだけでなく、環境学習の場として管内住民の交流拠点となる施設でもあります。地域住民の方などに親しまれ、利用してもらうため、施設の愛称（PERSICLE:パーシクル）を市民の意見から決定しました。	
事業主体	東埼玉資源環境組合 (越谷市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)
所在地	草加市柿木町107番地1
敷地面積	33,925.16 m ²
着工・竣工	着工：平成25年3月 竣工：平成28年3月
処理能力（施設規模） 及び方式	297t/日 (148.5t×2炉) 直接ガス化溶融炉
発電能力	タービン発電 9,400kW 太陽光発電 約30kW
余熱利用	蒸気タービンによる発電、場内熱供給（給湯）、市民温水プール・老人福祉センターへの熱供給

(III) 東埼玉資源環境組合堆肥化施設

概要	
せん定枝（公園・街路・公共施設・一般家庭等）、刈り草（河川敷・堤防・一般家庭等）を焼却処分せずに資源として有効に活用するため、堆肥化を行っています。 ごみの減量、リサイクルを図るとともに堆肥の利用による有機栽培や緑化の推進に寄与することを目的としています。	
事業主体	東埼玉資源環境組合（越谷市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町）
所在地	越谷市増林三丁目2番地1
敷地面積	7,800 m ²
着工・竣工	着工：平成11年7月 竣工：平成11年9月
処理能力	一次破碎機 4.5t/h ・ 二次破碎機 3t/h ・ 三次破碎機 0.9t/h

(IV) 瀬崎仮置場

概要	
平成21年度からリサイクルセンターのバックアップ機能を有した施設として、処理困難物、不法投棄物等の一時仮置きを行っています。	
事業主体	草加市
所在地	草加市瀬崎六丁目2070番地
敷地面積	1,321.44 m ²

(V) リサイクルセンター

概要	
平成21年にリニューアルされた施設で、リサイクル棟とプラザ棟に分かれています。 ○リサイクル棟 市内各家庭から排出される廃棄物のうち、びん、かん類の資源物、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを選別し、ごみ減量、減容化を図るための効率的な資源回収等を行っています。 ○プラザ棟 廃棄物の発生抑制、減量、資源化及び再生利用を促進するための普及、啓発を行います。	
事業主体	草加市
所在地	草加市稲荷一丁目8番2号
敷地面積	5,847.32 m ²
着工・竣工	着工：平成19年1月 竣工：平成21年10月
処理能力	35t/日（5時間） ： びん 9t、かん 2t、不燃ごみ 21t、粗大ごみ 3t
処理形式	ベルトコンベアー方式（手選別・磁選機併用）

7) 最終処分の現状

本市は自区内の最終処分場を有しておらず、不燃残さは埼玉県営最終処分場（埼玉県環境整備センター、寄居町）と民間処分場に委託処分しています。平成18年度からの最終処分量の推移をみると、若干ではありますが、減少傾向を示しています。なお、平成23年度にスラグ埋立処分量が減少していますが、第一工場内のばいじんの一時保管を増やさないようにするために、溶解炉を停止したことによるものであり、例外的な減少となっています。

表 13 最終処分量の推移

(単位：t)

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
不燃残さ	1,871.7	1,750.9	1,474.7	1,307.3	1,358.4	1,426.5	1,345.5	1,281.0	1,327.7	1,334.5
県営処分場	1,070.3	984.7	311.1	906.8	1,095.1	1,098.5	1,098.2	1,092.6	1,140.5	1,140.6
民間処分場	801.4	766.2	1,163.6	400.5	263.3	328.0	247.3	188.4	187.2	193.9
スラグ埋め立て処分量*	2,312.0	2,477.9	2,121.4	2,265.4	1,971.4	1,218.9	2,029.1	2,130.2	1,922.2	1,792.9
最終処分量の合計	4,184	4,229	3,596	3,573	3,330	2,645	3,375	3,411	3,250	3,127

※スラグ埋め立て処分量は、全体量から草加市分を按分

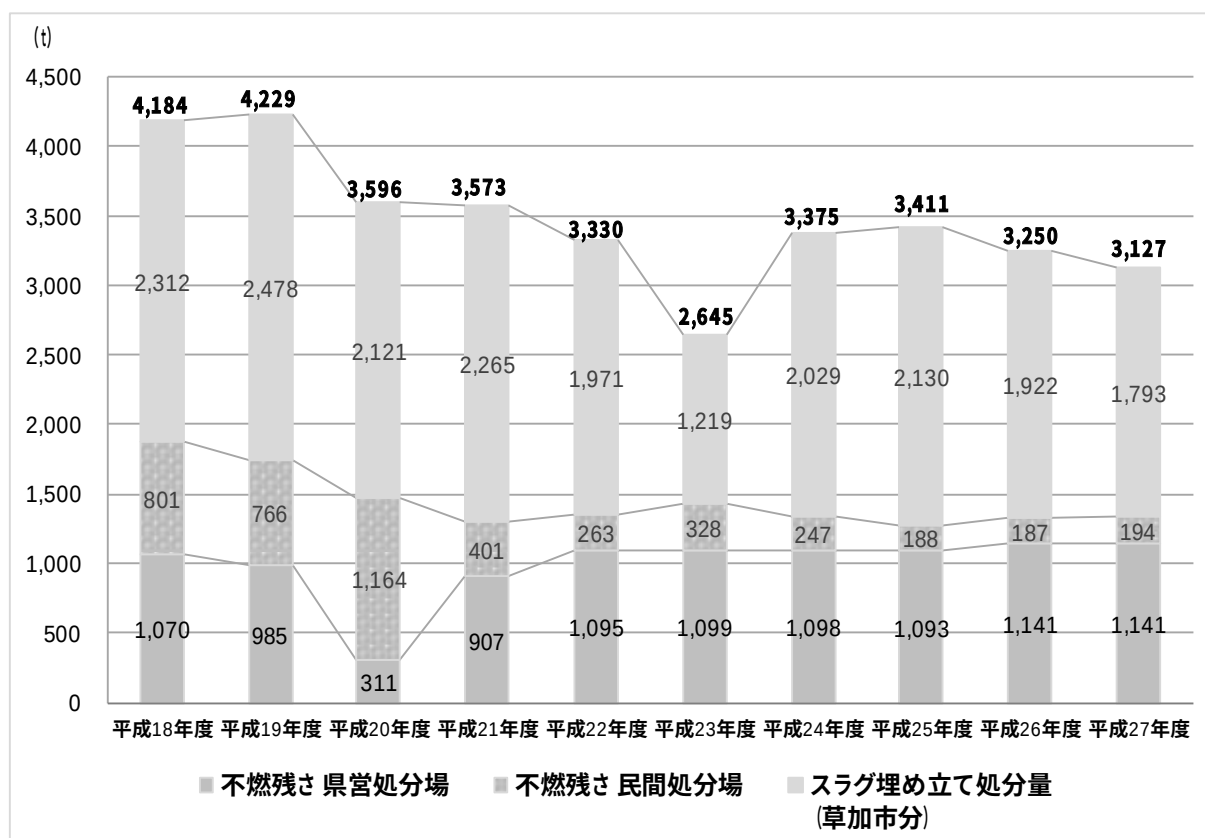


図 15 最終処分量の推移

(資料) 東埼玉資源環境組合事業概要、
廃棄物処理事業等の概要

8) 清掃事業費の現状

ごみ処理をはじめとする清掃事業に係る経費について、平成23年度からの推移をみると、平成26年度までは清掃総務費と塵芥処理費の双方とも減少していましたが、平成27年度に双方ともやや増加を示しています。

表 1 4 清掃事業費の推移

(単位：円)

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
清掃総務費	214,772,951	157,921,743	148,848,045	145,629,563	150,260,552
塵芥処理費	2,360,758,789	2,268,454,346	2,069,611,873	1,961,020,376	2,022,803,418
合計	2,575,531,740	2,426,376,089	2,218,459,918	2,106,649,939	2,173,063,970
1人当たりの費用	10,550	9,938	9,081	8,589	8,839

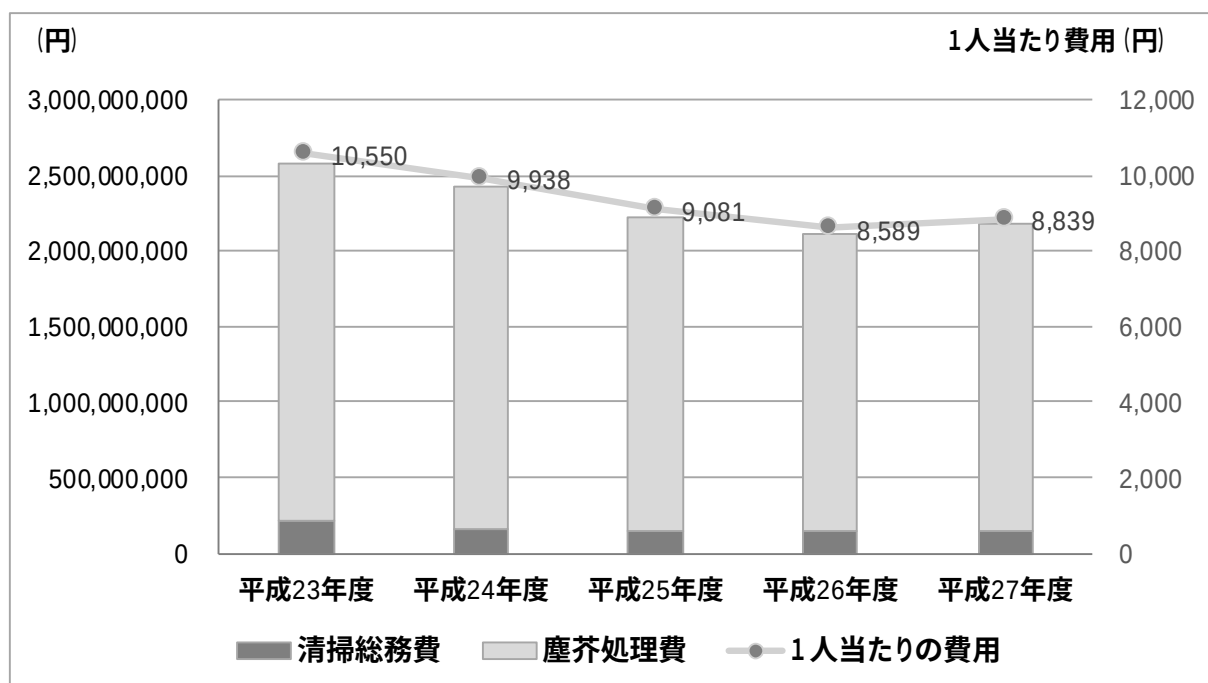


図 1 6 清掃事業費の推移

(資料) 廃棄物処理事業等の概要

(2) ごみ処理の課題

① ごみの発生抑制

本市の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成26年度で679.7g/人・日※となっています。これに対し、全国平均値が668g/人・日、埼玉県平均値が693g/人・日となっており、県平均値は下回っていますが、全国平均値は上回ってしまっています。

本市の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成27年度までは順調な減少傾向を示していますが、可燃ごみ及び不燃ごみの市民1人1日当たりの排出量は横ばいとなっています。ごみの減量は、分別や資源化などの前に“ごみを出さない”ことが重要であり、今後も継続したごみの発生抑制が必要となってきます。

※埼玉県一般廃棄物処理事業の概要から

② 分別の徹底

家庭から出されるごみは、近年減少傾向となっています。これは、ごみの組成分析結果をみると分かるとおり、可燃ごみとして出されたもののうち、紙類の割合が平成23年度26.2%であったものが、平成25年度は21.6%となり、そして平成27年度は18.0%と減少しているなど、市民が分別に取り組んだ成果であるといえます。しかしながら、紙類についてその割合は減少してきていますが、まだ、分ければ資源となる紙類が18%も含まれていることからすれば、ごみの分別の徹底をさらに進める必要があります。

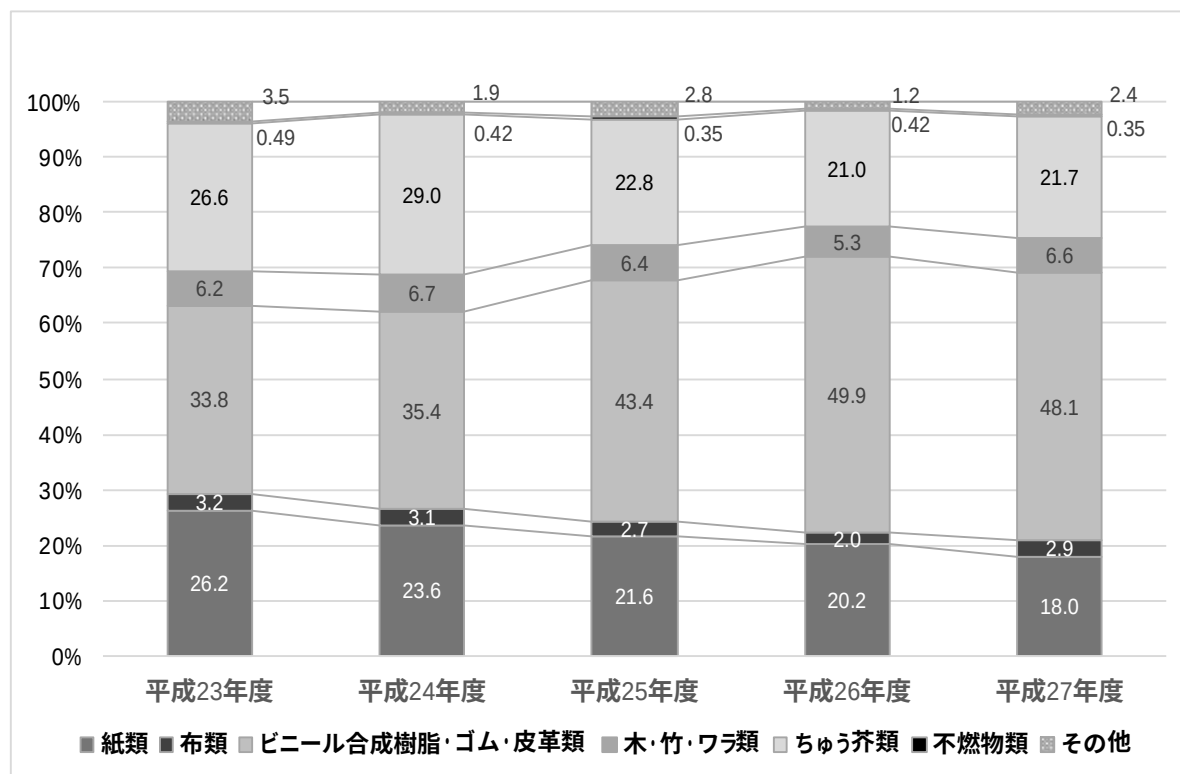


図 17 ごみ組成分析分析結果

(資料) 東埼玉資源環境組合資料

③ 資源の回収と収集方法の検討

公共施設において、小型家電及び古着の拠点回収を実施しており、回収拠点の増設も実施していますが、家庭系ごみの資源化率は平成19年度から平成27年度まで減少傾向を示しており、市民と協力した資源化率の向上が求められています。

今後、さらに拠点数の増加や拠点場所の検討など、より効率的な回収・収集が可能となるシステムを検討する必要があります。

④ 事業系ごみへの対策

平成21年度から平成26年度にかけて、事業系可燃ごみは増加しています。平成27年度は減少しましたが、より一層の減量が必要となります。事業系ごみの対策は、規模や業種に応じて対応が異なり、きめ細やかな啓発や搬入の際の検査・指導が求められます。

また、多量排出事業者へは減量計画書の提出を求め、減量への指導を強化することが重要となります。

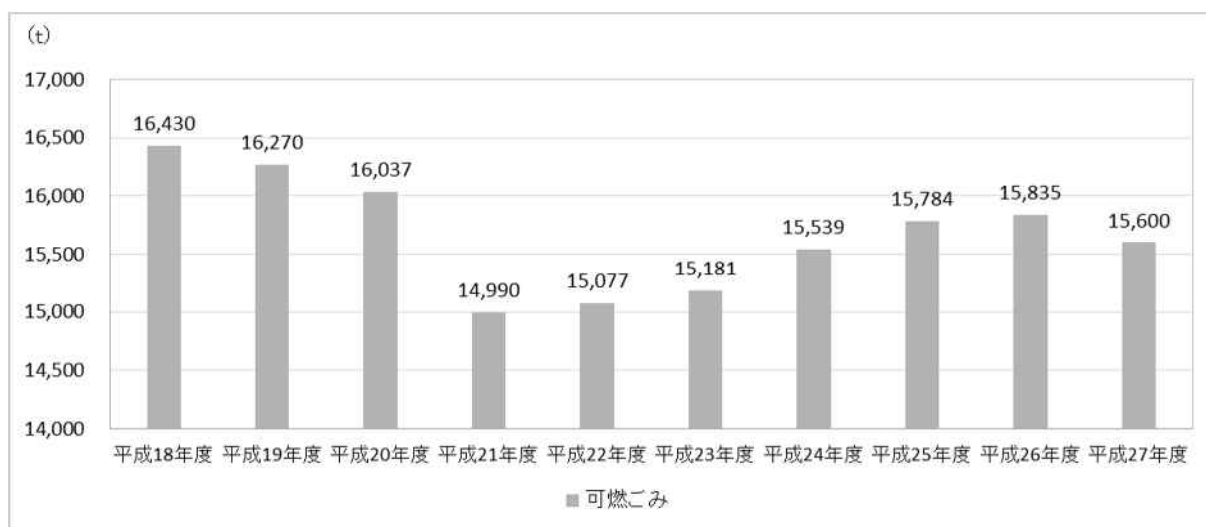


図 18 事業系可燃ごみ量の推移

(資料) 東埼玉資源環境組合資料

⑤ 最終処分量のさらなる削減

本市は自区内の最終処分場を有していないため、不燃残さは埼玉県営最終処分場（寄居町）と民間処分場に処分を委託しています。最終処分のための埋立地の許容量には限度があります。このことから、今後も最終処分量の削減・排出抑制に努める必要があります。

4. 人口及びごみ量の将来予測

(1) 人口の将来予測

草加市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）によると、本市の将来人口は、平成 32 年までは増加傾向を示しますが、以降は減少傾向になると予測されていて、平成 38 年の本市の人口は、242,588 人と予測されています。

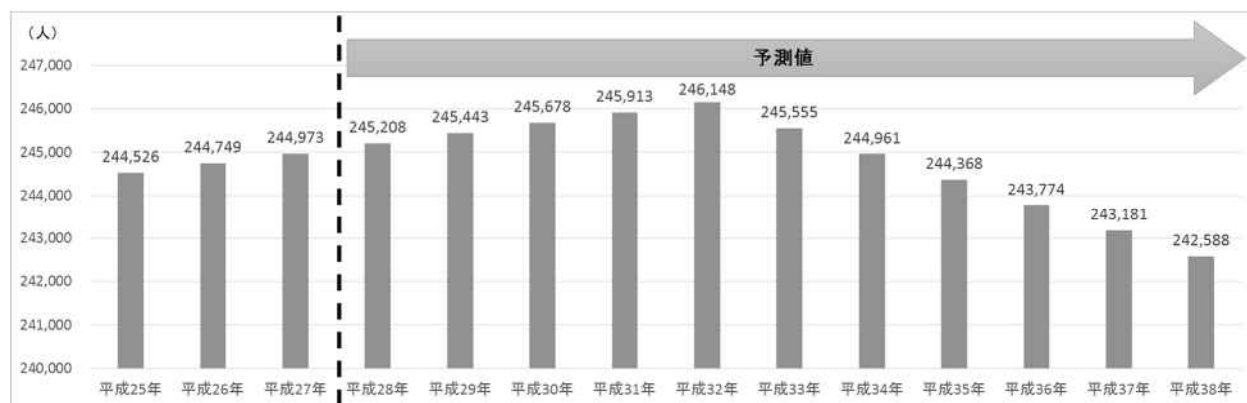


図 19 人口の将来予測

(出典) 草加市人口ビジョン 平成 28 年 3 月

(2) ごみ量の将来予測

平成 18 年度から平成 27 年度までの過去 10 年のデータを基に、現状のまま推移したと仮定した場合のごみ量の将来予測を示します。なお、図には過去 3 年分（平成 25 年度から平成 27 年度）のデータを記しています。

1) 市民 1 人 1 日当たりの排出量 (g/人・日)

市民 1 人 1 日当たりの排出量（家庭ごみの総排出量・可燃ごみ量・不燃ごみ量・資源物量）の将来予測の結果を示します。可燃ごみ及び不燃ごみが平成 27 年度に微増していますが、基本的には、全体的に減少傾向となることが予測されます。

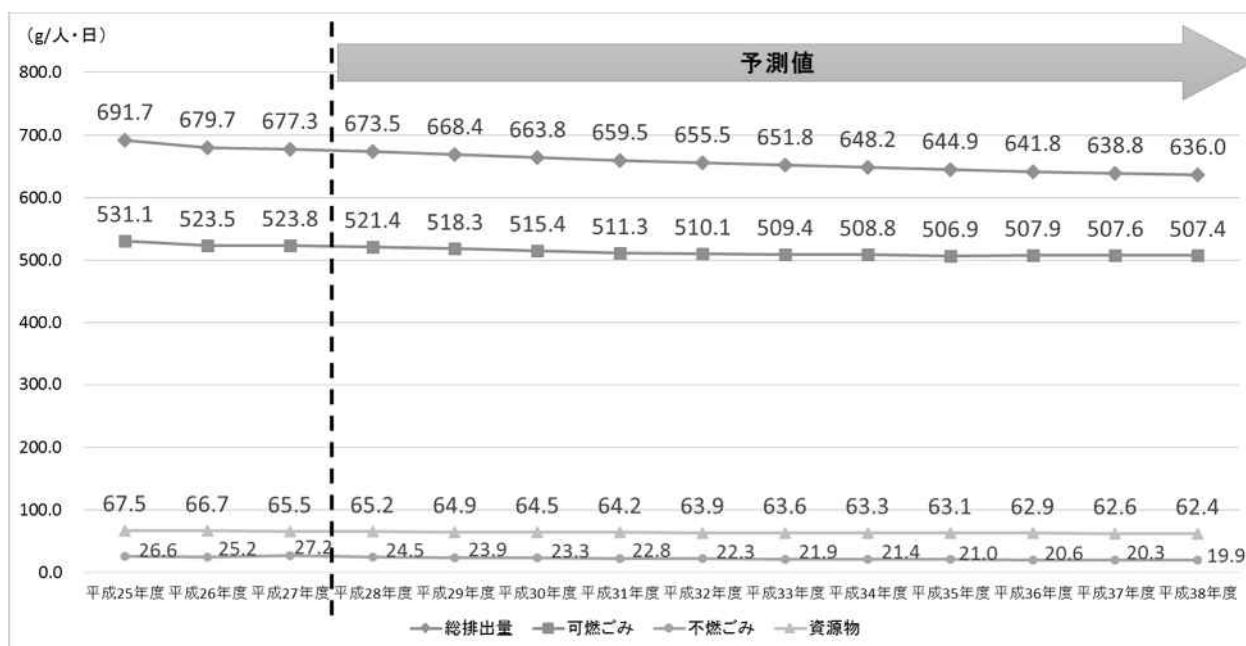


図 20 市民 1 人 1 日当たりの排出量の将来予測

2) 家庭ごみ排出量 (単位：t/年)

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、持込みの枝・草の総計についての将来の予測結果を示します。過去データから推計すると、表で示したとおり平成 38 年度まで順調に減少していくことが予想されます。

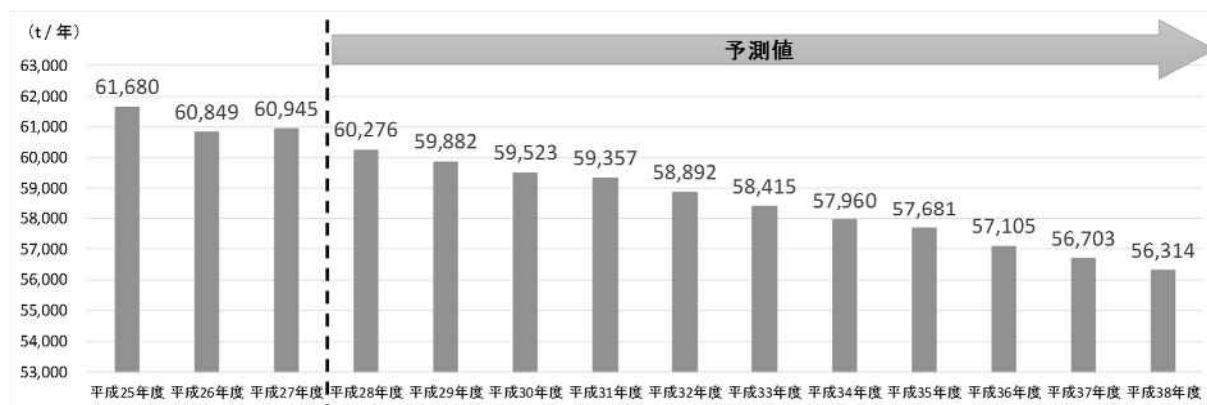


図 21 家庭ごみ排出量の将来予測

3) 最終処分量

中間処理後の不燃残さ量を最終処分量として、その将来予測の結果を示します。不燃残さは、平成 38 年度まで、ほぼ横ばい状態で推移することが予測されています。また、平成 27 年度までは、スラグ埋立処分が発生していたため、最終処分量としては、不燃残さにスラグ埋立処分量を追加した数値としていましたが、平成 28 年度からの東埼玉資源環境組合第二工場における処理では、スラグ利用率がほぼ 100%となっているため、本計画の将来予測ではスラグ埋立処分量をゼロとしています。

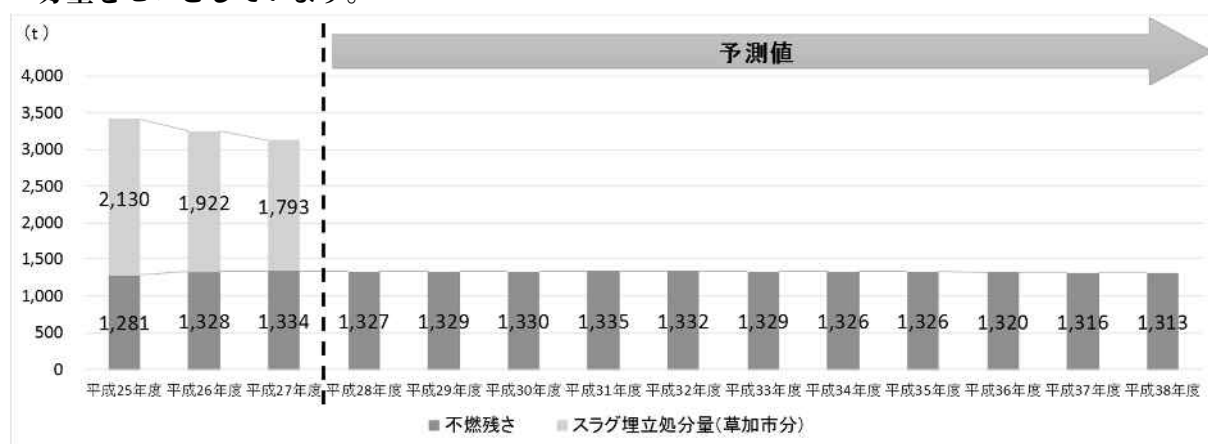


図 2-2 最終処分量の将来予測

※点検等で第二工場停止時は、第一工場での処理となるため、スラグの埋立処分が発生する可能性があります。その期間のスラグ埋立処分量は、時期、期間が未定のため、ゼロと仮定しています。

4) 資源化率

家庭から出されたごみから、資源化された量の割合（資源化率）の将来予測の結果を示します。平成 27 年度の資源化率が、大きく減少しているため、過去データを用いて推計をすると、平成 28 年度に一時的に資源化率の上昇が見られますが、徐々に減少し、平成 38 年度には 19.8% までの低下が予測されます。

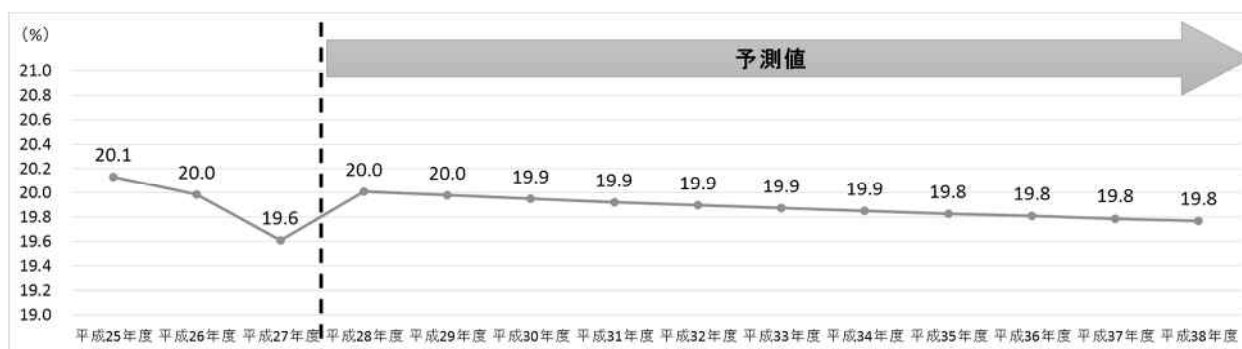


図 2-3 資源化率の将来予測

※算出式 = ①中間処理後の資源化量（灰の資源化を含まない） / ②家庭ごみ総排出量

※①及び②の値は、それぞれの 1 人 1 日当たりの量をトレンドで算出し、人口の将来予測値と年日数で計算して、算出しています。

5. 計画の基本フレーム

(1) ごみ処理の基本理念

**ともに力をあわせてつくる循環型社会
～快適都市 そうか を目指して～**

(2) ごみ処理の基本方針

本市では、以下の3つの基本方針をかかげ、ごみ処理の基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

1. 優先順位をつけて施策を推進

発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）を優先し、次に、再生利用（リサイクル）、そして、適正処分の優先順位を基本とし、施策を進めます。

2. 力をあわせて循環型社会の構築

「快適都市 そうか」を目指し、家庭や学校、町会・自治会、関連団体、事業者等と行政は、ともに力をあわせて行動します。

3. 循環型社会を支えるごみ処理施策の推進

環境への負荷の少ない循環型社会を支えるごみ処理施策を推進します。

6. 減量目標及び資源化目標の設定

(1) 減量化目標の設定

Nº	指標	現況値 平成 27 年度	中間目標 平成 33 年度	最終目標 平成 38 年度
①	市民 1 人 1 日当たりの可燃ごみの排出量	523.8 g/人・日	502 g/人・日	485 g/人・日 (平成 27 年度比約 8%減)
②	最終処分量 (不燃残さ量)	1334.5 t/年	1293 t/年	1248 t/年 (平成 27 年度比約 7%減)

① 市民 1 人 1 日当たりの可燃ごみの排出量

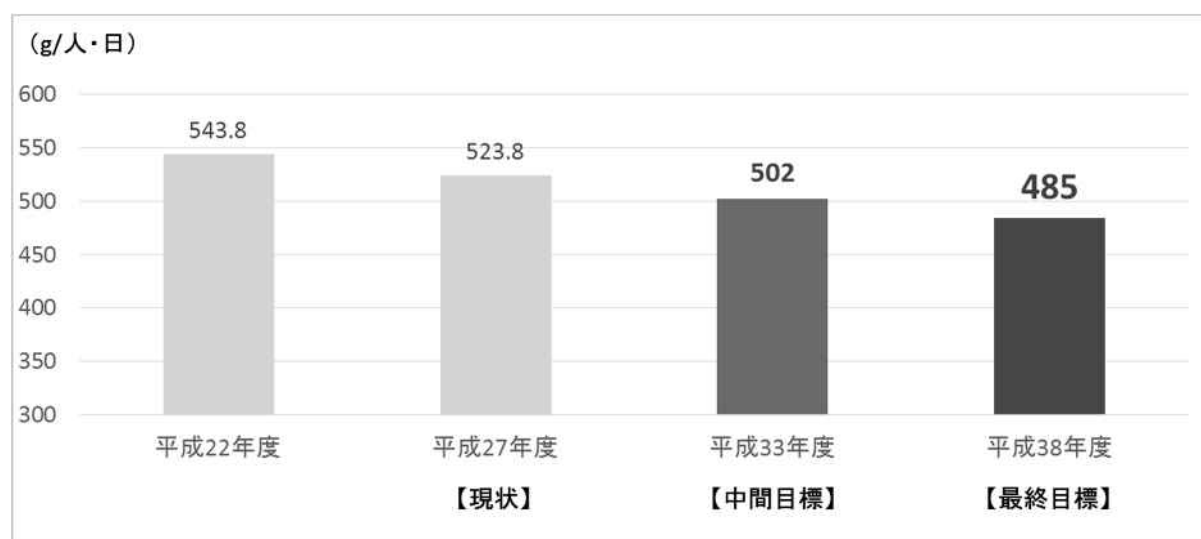


図 2 4 市民 1 人 1 日当たりの可燃ごみ排出量（中間及び最終目標値達成推移）

② 最終処分量（不燃残さ量）

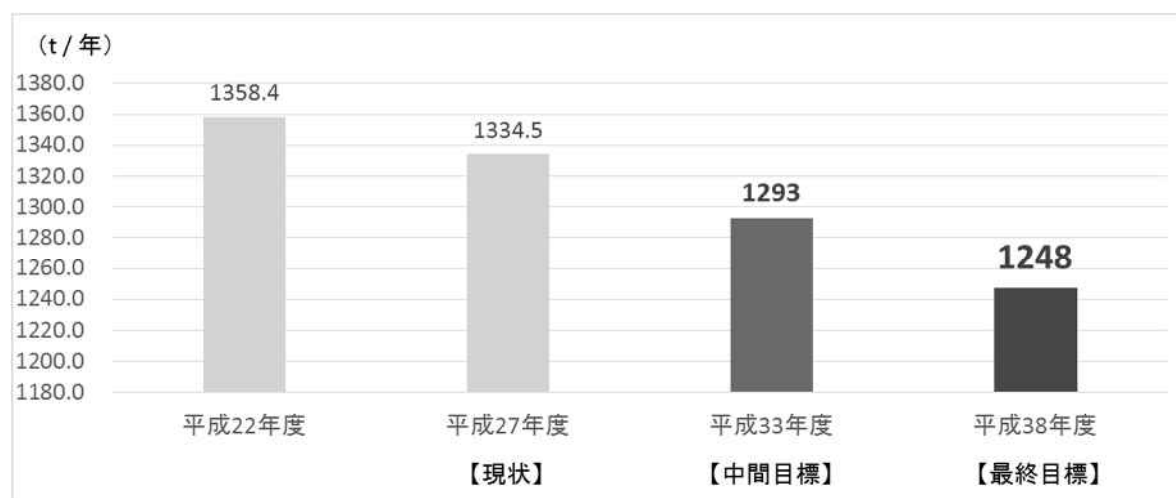


図 2 5 最終処分量（中間及び最終目標値達成推移）

(2) 資源化目標の設定

Nº	指標	現況値 平成 27 年度	中間目標 平成 33 年度	最終目標 平成 38 年度
③	資源化率 (家庭ごみ)	19.6%	19.8%	20.0% (平成 27 年度より 0.4%増)

③ 資源化率

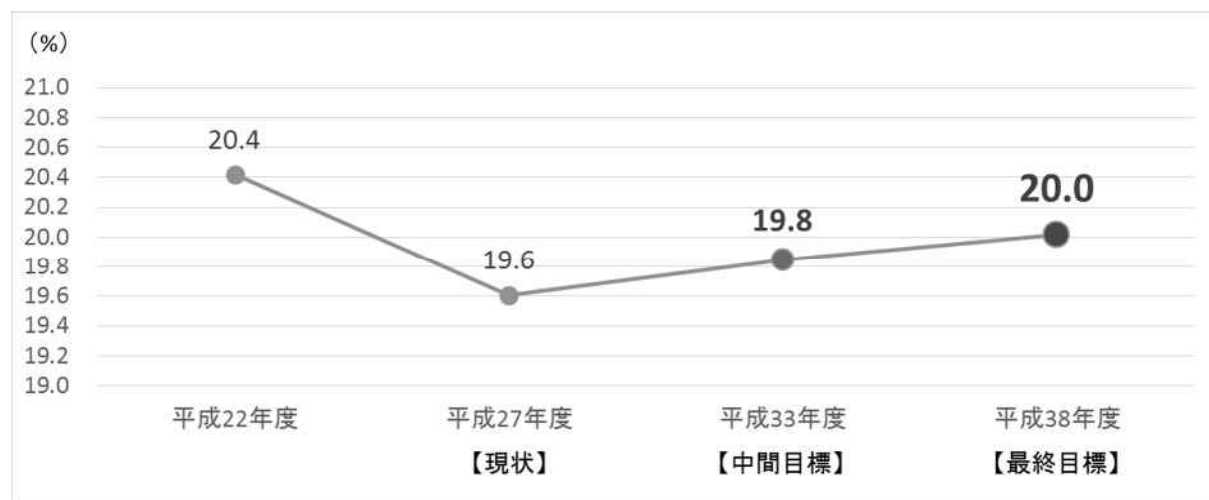


図 2 6 資源化率（中間及び最終目標値達成推移）

7. 施策の体系

表 15 施策体系

大項目	中項目	施策
発生・排出抑制及び資源化計画	発生抑制 (リデュース) の推進	①ごみの出し方の周知
		②ごみの発生抑制
		③生ごみの減量化・資源化の促進
		④環境に配慮した消費活動の普及
		⑤環境に配慮した暮らし方の普及
	再利用 (リユース) の推進	①交換による再利用の推進
		②リターナブル製品の利用促進
		③粗大ごみのリユース販売
	再資源化 (リサイクル) の推進	①分別排出の徹底
		②分別品目の追加
		③枝・草の再利用
		④事業系生ごみの資源化
		⑤資源回収団体への支援
		⑥新たな資源回収ルートの検討
		⑦自転車リサイクルの推進
		⑧レアメタル、小型家電製品等の回収
	事業者への対策	①多量排出事業者への啓発・指導
		②事業者への指導
	市民、事業者、市民団体等、市による協働の取組	①市民、事業者、市民団体等、市による協働の推進
		②ごみの出し方の周知 (再掲)
		③クリーンふるさと運動等の普及啓発活動
		④リサイクルセンターにおける啓発
		⑤施設見学の充実
		⑥地域における環境学習の促進
収集・運搬計画	収集・運搬体制の見直し	①資源物の分別品目の追加
		②収集・運搬体制の見直し
		③高年者社会への対応の検討
		④集積所の維持管理
	適正排出と環境美化の推進	①不法投棄の防止
		②資源物の持ち去り防止対策
中間処理計画	焼却処理	①可燃ごみの処理
	中間処理	①リサイクルセンターでの中間処理
		②中間処理段階での資源物の回収
	広域的な相互応援等	①ごみ処理施設県内協力体制
		②災害廃棄物処理に対する相互支援体制
最終処分計画	最終処分量の削減及び適正処分	①最終処分量の削減
		②適正な処分の実施
その他	経済的手法の検討	①家庭ごみ処理有料化の検討
	計画の進行管理	②粗大ごみ手数料制度の見直し
		①PDCAサイクルによる計画・施策の進行管理

8. 基本計画の施策

(1) 発生・排出抑制及び資源化計画の策定

1) 発生抑制（リデュース）の推進

① ごみの出し方の周知

分別の内容や収集日時、集積所の管理等の基本的な情報について掲載した『ごみ収集カレンダー』を町会・自治会を通じ各戸配布するとともに、市のホームページ、広報そうか、啓発チラシ、さらにスマートフォン用アプリケーション『ごみ分別アプリ』などによって、ごみの出し方等の周知に努めます。



図 27 草加市ごみ分別アプリ配信のお知らせ（草加市ホームページ）

●ごみや資源物は正しく分別し、決められた収集日の当日、朝8時までに出してください。（収集作業中は危険ですので絶対に収集車には近づかないでください。）

可燃ごみ Combustible rubbish 可燃物 毎週 火・金 曜日 水漬の燃えるもの 50cm未満かつ 10kg	・生ごみ・発泡スチロール・ポリ容器・ゴム・紙おむつ・革製品・汚れた靴・ビニール製品・プラスチック類・ランドセル ※小さく切る ※50cm未満に切る ※汚物を除く ※空にする ・ビデオテープ・CD・DVD・フロッピー等 ・小枝 ※2〜3束程度でまとめ、ひもで結ぶ（直径10cm以下）	【出し方】 ・透明又は半透明の袋に入れてください。 ※段ボールや紙袋に入れないでください。 ※紙資源（包装紙・ティッシュ・お菓子の箱などの箱・段ボール等）は資源物収集の日又は地域の集団回収に出してください。
不燃ごみ Non-combustible rubbish 不燃物 第1・3 月 曜日 水漬の燃えないもの 50cm未満かつ 10kg	・陶磁器類・ガラス製品・金属類・刃物や割れたガラス・飲料用以外のびん、かん ※厚紙等で包む ※中を洗う 【小型家電】 ※小型家電のうち刃物品については刃を、製品自体も付いていないものは、刃を付けた状態で出す（刃を付けたものは刃を付けた状態で出す） 【有害なもの】・ライター・スプレー缶・電池・蛍光灯・水銀体温計等 ※使い切る ※乾電池は公共施設等でも回収しています。	【出し方】 ・確認できるように透明の袋に入れてください。 ・有害なものはそれぞれ別の袋に分けて出してください。 ※段ボールや紙袋に入れないでください。
資源物 Re-cyclable materials 資源物 第2・4 月 曜日 飲料用のびん・かん ①フタをはずす ②中をすすぐ ※アルミ製・スチール製のフタはすすぎ不要で出してください。	・PET ・HDPE ・LDPE ①フタをはずす ②ラベルをはがす ※フタとラベルは可燃ごみ ③中をすすぐ ④つぶす ※ペットボトルを入れた後は中身をすすぐ ※ペットボトルをそのまま投入する場合は、必ず中身をすすぐ ※ペットボトルを投入する場合は、必ず中身をすすぐ	・新聞紙・チラシ類・カタログ・本 ・雑誌 ・包装紙 ・コピー用紙 ・紙バック ・牛乳パック ・紙製容器 ・段ボール類 ・厚紙・紙箱 ・その他 資源物等 ※資源物収集の日又は地域の集団回収に出してください。 ※個人情報は消す ※資源物収集の日又は地域の集団回収に出してください。

平成28年度 草加市ごみ収集カレンダー ①
 Soka City Rubbish Collection Calendar 草加市ごみ収集日
 소까시 쓰레기 수집 캘린더 calendario de recolección de basura en la ciudad de Soka

粗大ごみ受付センター TEL931-5374 FAX 931-5368 その他のお問い合わせは 環境業務センター TEL931-3972 FAX931-9993 住所：草加市青柳6-23-3（P.14）
 http://www.city.soka.saitama.jp

図 28 平成 28 年度草加市ごみ収集カレンダー

② ごみの発生抑制

ごみの発生を抑制するため、長く使えるものを選び、使い捨て製品は使用しない、詰め替え式容器に入った商品を選ぶなど、ごみ発生抑制のための知識や情報を広く啓発します。特に、食材等が無駄なく購入、無駄なく調理するなど、生ごみを出さない暮らし方について啓発する『食品ロス』の削減の取組について継続して実施します。



図 29 食品ロス削減の呼びかけ（草加市ホームページ）

③ 生ごみの減量化・資源化の促進

生ごみの排出に当たっては、水切り用具などを用いて極力水分を少なくしたり、生ごみ処理機や処理容器を使って、生ごみの減量、たい肥化を進めるよう啓発します。また、生ごみ処理容器等購入設置者に対して交付している補助金については、要件を緩和することで申請しやすくするなど、利用しやすい環境整備を行います。

補助対象製品	補助金額	限度額	補助限度数
生ごみ処理容器	補助対象経費の2分の1	5,000 円/基	2 基/世帯
生ごみ処理機		30,000 円/基	1 基/世帯

④ 環境に配慮した消費活動の普及

市民には、買物時のレジ袋使用量削減のため、マイバッグの持参を呼びかけるとともに、中身を取り出せばすぐ不要となってしまう過剰包装は辞退するなどの行動についても啓発を進めます。また、事業者に対して包装の簡素化を呼びかけるなど、買う側と売る側の双方が環境に配慮した行動を実践できるよう普及啓発活動を行います。

⑤ 環境に配慮した暮らし方の普及

市民には、日頃から環境に配慮した暮らし方として、マイ箸やマイボトルの積極的な利用を呼びかける他、クリーンふるさと推進協議会が発行する情報紙「クリーンふるさと」を活用し、ごみをなるべく出さない暮らし方について啓発を進めます。また、施設見学者への説明、出前講座などの機会を活用し、環境に配慮した暮らし方の普及に努めます。

市役所出前講座

～草加市職員が講座に伺います～

《市役所出前講座ってなあに？》
皆さんに市政や市の事業に理解を深めていただきたい、耳寄りな情報をお伝えしたい、こんな思いから生まれた新しい取組みです

~~~~~お申込から開講までのながれ~~~~~

申し込み

講座メニュー（1講座1時間）を選びましょう  
日時・会場を決めましょう

受講決定

講座メニューの担当から受講決定通知書をお送りします

講座開催

市の職員がお伺いし、お話しをさせていただきます

**【申込者が出席する人】**  
市内在住・在勤・在学者で10人以上の団体

**【申し込み】（FAX可）**  
開催希望日の1か月前までに、申込書を広聴相談課に提出してください。

**【日 時】**  
・午前9時から午後9時まで（祝日及び年末12月28日～翌年1月4日までは除く）  
※開催日時については、担当と調整をいただく場合があります。

**【会 場】**  
市内の公共施設や地区集会所をご用意ください。

**【費 用】**  
講師料は無料です。ただし、施設使用料等経費はご負担願います。

●お問い合わせ/申込み

草加市 市長室広聴相談課  
〒340-8550 草加市高砂1-1-1 TEL 048-922-0566(直通)  
FAX 048-922-3173

図 30 市役所出前講座案内

## 2) 再利用（リユース）の推進

### ① 交換による再利用の推進

市民団体等によるフリーマーケットやバザー、生活用品交換会などの活動を支援するとともに、市民に対して「広報そうか」や市のホームページなどを通じて物品の交換会等に関する情報を提供します。

また、リサイクルセンターでは、見学者に対して再利用の重要性について啓発をします。



生活用品交換会の様子

### ② リターナブル製品の利用促進

ビールびんや一升びん、牛乳びんなどのリターナブルびんは、繰り返し洗浄して使用できるびんであることから、使い捨てのびんをリサイクルするよりも環境負荷が少ないなどのメリットがあります。このメリットや利用方法の情報を提供し普及を図ります。また、普及啓発に関しては、より効率的な情報提供を目的として、スマートフォン用アプリケーション『ごみ分別アプリ』などを活用します。

### ③ 粗大ごみのリユース販売

粗大ごみとして出されたものの中には、まだ使うことができるものがあります。そこで、ごみの減量化、循環型社会の形成を目的として、まだ使うことができる品物を、リサイクルセンターにてリユース品として販売しています。より多くの市民に利用してもらえるよう、販売予定品や購入方法などの情報を市のホームページに掲載し、広く普及を図ります。



リユース品展示販売の様子



### 3) 再資源化（リサイクル）の推進

#### ① 分別排出の徹底

可燃ごみとして出されたごみの組成分析結果では、分別すれば資源となる紙類、布類が約2割含まれています。これまでも分別排出の呼びかけは、ごみ収集カレンダー、市のホームページ等を通じて行っていますが、今後、さらなる資源化を目指し、啓発チラシの作成や、ごみ分別アプリを通じて呼びかけを図ります。



雑紙回収袋

#### ② 分別品目の追加

これまでも、平成 18 年度からペットボトルの分別回収、平成 26 年度には小型家電の拠点回収を始めていますが、さらなる資源化率向上を目指し、資源の収集品目の追加や収集頻度、拠点回収の充実について、収集・回収の効率等を踏まえて検討します。また、現在拠点回収を行っている古着・古布等について、回収品目の追加や新たな回収拠点等を検討します。



図 3 1 古着と家庭用廃食油の無料回収の案内（草加市ホームページ）と古着回収ボックス・小型家電回収ボックス

### ③ 枝・草の再利用

庭木のせん定枝・刈り草は堆肥にできる有機資源です。東埼玉資源環境組合では、堆肥化施設を有し、破碎・発酵などの処理を行い、せん定枝・刈り草の堆肥化を行っており、家庭から出るせん定枝・刈り草の個人搬入を受け付けています。今後同施設をさらに利用してもらえるよう、ごみ収集カレンダー、市のホームページ等を通じて周知を行います。



堆肥化施設（東埼玉資源環境組合）

### ④ 事業系生ごみの資源化

食品の製造や流通など食品関連事業者から発生する食品廃棄物を抑制し、資源の有効利用を促すことを目的として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律が平成13年に施行され、取組が進められています。また、学校給食における食べ残しや、調理くずなどの生ごみを堆肥化し、その堆肥を利用して生産した作物をまた給食として利用する、食品リサイクルの取組が広がっています。このように、事業者が行うリサイクルの取組が一層進むよう情報提供などの支援を行います。

### ⑤ 資源回収団体への支援

ごみの減量化に努め、資源の有効利用に対する市民意識の高揚を図るため、地域住民で組織される町会や自治会、子ども会等の団体が実施する新聞、雑誌などの古紙類や、古着などの回収について奨励金を交付しています。引き続きごみの減量化に向けて支援を継続します。また、回収量が少ない古着類について、より多くの人にご協力してもらえるよう、資源回収団体に対し情報を提供していきます。



地域での資源回収の様子

表 16 資源回収の団体数と実績の推移

| 年度          | H23年度      | H24年度      | H25年度      | H26年度      | H27年度      |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 団体数         | 242        | 243        | 220        | 226        | 224        |
| 回収量の実績 (kg) | 40,281,640 | 39,280,759 | 37,121,854 | 36,018,696 | 33,772,515 |

(資料) 廃棄物処理事業等の概要

#### ⑥ 新たな資源回収ルートの検討

より多くの市民にリサイクル意識をもってもらうためには、外出して立ち寄った場所で資源物を出す事ができたり、新たな場所で回収が始まるなど、リサイクルを実行する機会を増やすことが有効な方法となります。このことから、これまで以上に資源物を出しやすくできるよう、事業者による新たな資源回収ルートについて研究、検討します。

#### ⑦ 自転車リサイクルの推進

現在、資源化率向上及びリサイクルセンター延命化のため、粗大ごみとして出された自転車のうち、使用可能な自転車については、事業者を通じて海外に販売するなど、リサイクルを進めています。今後、より多くの自転車を使用できる状態で回収できるよう、回収の方法及びルートについて研究、検討します。

#### ⑧ レアメタル、小型家電製品等の回収

不燃ごみとして出される携帯電話やデジタルカメラなどの小型電子機器、小型家電については、レアメタルなどの有用金属を含んでいることから、リサイクルセンターでピックアップによる分別、回収を行っています。また、市民のリサイクル意識の高揚とより多くの小型家電等を回収できるよう、市内 15 か所の公共施設に回収ボックスを設置しています。引き続き回収を進めるとともに、回収量拡大を目指し、回収の場所及び品目の追加を検討します。

#### 4) 事業者への対策

##### ① 多量排出事業者への啓発・指導

1 日当たり 100kg 以上の一般廃棄物を排出する多量排出事業者については、廃棄物発生量の全体への影響が大きいことから、減量化計画の提出を求めるなど、重点的に減量化のための取組を行っています。今後さらにごみの減量化を進めてもらうため、事業所への立入調査など、指導を強化します。

##### ② 事業者への指導

小規模事業者等のごみが家庭系収集ごみへ混入しないよう、直接の指導（平成 27 年度の指導件数は 67 件）や、事業者向けごみ減量説明会、啓発資料の配布等による指導を行います。また、本市も加入する東埼玉資源環境組合事務連絡協議会が作成する啓発冊子を活用し、東埼玉資源環境組合と連携を図りながら、収集事業者への指導を行います。



排出事業者のみなさまへ

事業系廃棄物の  
適正区分・適正処理と  
ごみ減量・リサイクルについて

東埼玉資源環境組合事務連絡協議会

協議会は、組合管内の東埼玉管内の産業系及び地域の環境衛生を目的として活動し、啓発活動などを実施しております。東埼玉資源環境組合事務局（〒300-0001 茨城県水戸市）に問い合わせください。

**【事業系一般廃棄物減量の取り組み】**

**【紙類】**

- ・新聞、雑誌、段ボールなどは資源回収業者へ出しリサイクル化を推進する
- ・内部文書・事務の見直し等によりペーパーレス化を推進する
- ・裏紙（裏面が白紙のOA用紙）や広告などの裏面を活用する
- ・社内の機密文書はシュレッダー処理せず、リサイクル化を推進する

**【生ごみ・厨芥類】**

- ・生ごみの排出時には、十分に水切りを行い、量を減らす
- ・社員食堂の食べ残しを減らすためメニューの工夫を行う（食器利用者のアンケートなどを参考にする）
- ・生ごみ処理機等を活用し、減量化・肥料化を行う

**【その他】**

- ・割り箸や紙コップ等の使い捨ての物を再生可能なものへ見直しを促す
- ・社内でごみ減量は経費削減（ごみの処分費用削減）になるという意識を社員みんなで作る
- ・ごみの減量やリサイクルについての啓発文を職場内に掲示し、促進を呼びかける
- ・トイレ、化粧室でのペーパータオルの使用をやめる

事業系一般廃棄物減量にご協力をお願いします

**事業者の皆様へ**

**事業系ごみを減らしましょう！**

～事業系ごみの削減は、事業者の責務です～

10月1日～31日の期間、全県が等々力町で  
事業系ごみ削減キャンペーンを実施します！

**●事業系ごみの削減は重要課題です！**

現在、県内では年間約64万トンの事業系ごみが排出されています。  
ごみの最終処分場の寿命が残りわずかです。ごみの削減は重要な課題です。  
限りある資源を有効に活用するためにも、減量を参考に、一層のごみ減量・リサイクルに取り組んでください。

| 年度       | 16年度(15) | 17年度(16) | 削減目標(17)              |
|----------|----------|----------|-----------------------|
| 事業系ごみ排出量 | 63万トン    | 64万トン    | 事業系ごみ排出量を<br>40万トン以下に |

**◆事業系ごみの削減に取り組むメリット**

- ① 環境負荷低減に貢献する一助として、次世代によりよい環境を引き継ぎます。
- ② 社会貢献する企業として、イメージアップに繋がります。
- ③ ごみ削減による経費を減らすことができます。

**◆事業者の責務**（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第24条（第1項））

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の発生利用等を適切に行うことにより、その削減に努めること。

**注意！** ごみには、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」があり、処分方法が異なります

**産業廃棄物**

廃プラスチック類、可燃物性廃棄物など（全て指定された品目）

**産業廃棄物  
中間処分業者**

産業廃棄物  
収集運搬業者  
中間処分業者  
中間処分施設

排出事業者が、産業廃棄物の許可のない者に産業廃棄物の処理を依頼した場合、6年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（併科）に処せられることがあります。

事業系ごみの排出方法については、事業者が所属している市町村の産業廃棄物処理法に準拠してください。

図 3 2 事業者への啓発チラシ等

## 5) 市民、事業者、市民団体等、市による協働の取組（地域全体での取組）

### ① 市民、事業者、市民団体等、市による協働の推進

市民が多く集まる環境イベントに参加し、ごみ分別に対する啓発活動を行うほか、マイバッグ持参運動、集団回収の推進、地域における美化運動など、市民団体や市民組織によるごみ減量、資源化、都市美化推進の取組を支援します。また、事業者とも協働して環境美化運動等を実施するなど、地域全体で行うごみ減量に向けた取組を推進します。

### ② ごみの出し方の周知（再掲）

ごみ分別の内容や収集日時、集積所の管理等の基本的な情報について掲載した『ごみ収集カレンダー』を町会・自治会を通じて加入世帯に配布します。また、『ごみ収集カレンダー』については、ごみ減量や資源化を積極的に行っている市民団体の方から、市民にとって分かりやすい紙面となるよう意見を聞きながら作成します。その他、市のホームページや広報そうか、啓発チラシ、さらにはスマートフォン用アプリケーション『ごみ分別アプリ』などを使い、ごみの出し方について周知を行います。

### ③ クリーンふるさと運動等の普及啓発活動

地域の美化を自らの課題とし、都市美化を推進している『クリーンふるさと推進協議会』では、春と秋の年2回、市内一斉清掃を実施しています。また、広く市民がごみ減量に取り組むよう、毎年情報紙を発行し、ごみ収集カレンダーとともに町会・自治会加入世帯に配布しています。これら『クリーンふるさと推進協議会』の取組を支援し、同協議会の活動について普及、啓発します。



市内一斉清掃の様子

#### ④ リサイクルセンターにおける啓発

リサイクルセンターのプラザ棟3階には、不要となった傘を使ったりリサイクルエコバッグや、牛乳パックを利用した工作、食品ロスを紹介する展示物など、ごみ減量に向けた取組を啓発する展示コーナーを設けています。また、1階では、粗大ごみとして出されたものの中から、まだ使うことができる品物をリユース品として月1回販売するコーナーがあります。これら展示物等を通じて、幅広く市民に対しごみ減量に向けた取組を紹介していきます。

#### ⑤ 施設見学の充実

リサイクルセンターでは、びん、かんの選別、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別処理を行うなど、廃棄物の資源化に取り組んでいます。これら分別等の作業を実際に見ることで、ごみを出す際の注意点などを学ぶことができます。また、集められた多くのごみを見ることで、ごみ減量等の課題認識や環境意識を深めることもできます。より多くの方にこのような体験をしてもらえるよう、施設見学会や小学生社会科見学の受入れを継続して実施します。



施設見学の様子

#### ⑥ 地域における環境学習の促進

市内小中学校では、ごみの分別と減量、また、環境学習の一環として、給食で出される牛乳パック及び児童生徒が持ち寄ったアルミ缶を回収しています。このように児童生徒自らが分別、リサイクルに取り組むことで、ごみ減量に対して高い意識を持つことができるとともに、各家庭に取組が広がることも期待できます。今後より多くの児童生徒に取り組んでももらえるよう、持ち寄る資源物の新たな品目について検討します。また、小学生向けごみ減量等啓発冊子『くらしとごみ』について、小学校4年生のごみ処理関連学習時に活用されるよう引き続き作成し、配布します。

## **(2) 収集・運搬計画の策定**

### **1) 収集・運搬体制の見直し**

#### **① 資源物の分別品目の追加**

現在、プラスチックは可燃ごみとして東埼玉資源環境組合で焼却処理されていますが、分別することで資源となります。一方で焼却処理は、サーマルリサイクルとして焼却時の熱を使った発電も行なわれており、高カロリーのプラスチックは良質なエネルギー源となっています。また、新たに分別品目の収集を行う場合、一定のコストが必要となることから、分別品目の追加については、効果とコストを見極めながら検討します。

#### **② 収集・運搬体制の見直し**

ごみの減量化を進める上では、排出者が適正に分別することや、排出のルールを守ることが重要となります。現在、ごみの収集はステーション方式を採用していますが、これを戸別収集に切り替えることで排出者責任を明確化することができます。一方、戸別収集では、ステーション方式に比べ時間を要することから、収集車両の増加や作業員の増員など、追加の経費が掛かります。今後ごみの減量化の進捗状況や、良い点や悪い点を精査しながら、戸別収集について検討します。

#### **③ 高年者社会への対応の検討**

核家族化の進行、高齢化社会の進行などに伴い、粗大ごみを外へ排出するに当たり、自ら持ち出すことが困難であったり、身近な人などの協力も得ることができないなど、搬出に困る相談が増えてきました。

そこで、平成 26 年度から、一定の条件のもと、粗大ごみを外に搬出することが困難な高年者を対象として、持ち出しサービスを開始しています。

一方、可燃ごみなどのごみ出しをすることが困難なひとり暮らしの高年者などを対象としたふれあい収集については、安否確認など福祉施策とも連動することから、先行自治体の事例を参考に実施について研究します。

#### **④ 集積所の維持管理**

集積所については、原則 5 世帯以上の世帯数に対し 1 か所設置しており、現在市内には 8,500 か所を超える集積所が設置されています。また、集積所の管理については、集積所を利用する方々で行うことを基本としています。カラスなどによるごみの散乱を防止する『ごみ散乱防止ネット』の貸出しや、不法投棄の禁止、資源物の持ち去りを禁止する看板の貸出し支援を行っています。引き続き、ごみの適正排出が推進されるよう支援を行います。

## 2) 適正排出と環境美化の推進

### ① 不法投棄の防止

ごみが放置されると、そこに新たなごみが捨てられる悪循環につながることから、不法投棄については迅速に回収することで対応しています。また、市内全域の集積所について、定期的な不法投棄防止パトロールを実施しています。加えて、不法投棄がされやすい箇所に監視カメラの設置、不法投棄を禁止する看板を設置しているほか、地域住民や警察、埼玉県とも連携を図りながら、監視体制を築いています。引き続き、関係機関と連携を図りながら、不法投棄がされにくい環境づくりに取り組んでいきます。

### ② 資源物の持ち去り防止対策

かんやびん、段ボール、古紙などの資源物は、有価物として売却できることから、集積所から持ち去られる被害が発生しています。特に近年、古紙については持ち去りの情報が多く寄せられるなど問題となっています。現在、持ち去り行為の対策として集積所に持ち去りを禁止する看板の設置のほか、パトロールを実施しており、持ち去り行為を発見した場合には、条例による罰則の適用や、中止命令書の交付を行い対応しています。今後、目撃情報が多い箇所へのパトロールを増やすなど、防止活動を強化します。

### ③ 環境美化の推進

都市美化の推進を目的として、春と秋の年2回実施している、クリーンふるさと推進協議会が主催する『市内一斉清掃』を引き続き支援します。また、松原団地駅、新田駅で実施している駅前清掃を継続して実施していきます。加えて、地域住民が行う道路や公園などの清掃活動に対し、ごみ袋の提供や、回収などの支援についても継続して実施していきます。



駅前清掃の様子



### **(3) 中間処理計画の策定**

#### **1) 焼却処理**

##### **① 可燃ごみの処理**

可燃ごみの処理は、東埼玉資源環境組合のごみ処理施設（第二工場）において行っています。処理に当たっては、得られる熱エネルギーを使い、蒸気タービンで発電し、市民温水プールや高年者福祉施設へ電気を供給しているほか、温水についても同様に供給するなど、サーマルリサイクルを進めています。また、発生する溶融スラグについても、道路の路盤材にするなど資源化されています。

なお、ダイオキシン類などについては常時監視を行っており、測定結果のデータは市のホームページで公表しています。引き続き、安全で安定した処理を行っていきます。

#### **2) 中間処理**

##### **① リサイクルセンターでの中間処理**

リサイクルセンターでは、収集したびん、かんの選別、不燃ごみ、粗大ごみの破碎、選別処理を行っています。破碎処理においては、ボタン電池やスプレー缶の混入による火災、爆発事故の危険があることから、前処理段階における選別を強化し、事故防止に努めます。また、機器の予防的修繕を実施し、安定した運転に努めるとともに、手選別における精度の向上に取り組み、資源化率向上を図ります。

定期的な安全衛生委員会の開催、安全パトロールの実施を通じて、安全な運転に努めていきます。

##### **② 中間処理段階での資源物の回収**

平成 22 年度から、それまでリサイクルセンターで破碎、東埼玉資源環境組合で焼却処分していた木製粗大ごみについて分別を行い、民間の資源化施設において製紙原材料や建築原材料、ボイラー燃料などにリサイクルしています。また、使える傘、自転車、小型家電などごみとして回収されたものの中から使用できるものを資源として事業者売却、使える傘は補修して、リサイクル傘として再利用しています。

今後、資源化率向上に向け、先進事例等を参考にしながらリサイクルセンターや、環境業務センターにおいて分別、回収する資源物の追加について検討します。

#### **3) 広域的な相互応援等**

##### **① ごみ処理施設県内協力体制**

埼玉県清掃行政研究協議会<sup>※</sup>では、ごみ処理施設又は粗大ごみ処理施設に不慮の事故等による緊急事態が発生した場合、その対応として、広域的な処理が円滑に実施できる体制をつくることができるよう、要綱を定め、備えています。引き続き、埼玉県清掃行政研究協議会に加盟し、緊急時の相互応援体制を維持します。

## ② 災害廃棄物処理に対する相互支援体制

地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等が、区域外において円滑に災害廃棄物を処理できるよう、埼玉県清掃行政研究協議会では『災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定』を相互に締結しています。引き続き、埼玉県清掃行政研究協議会の協定締結を通じて、災害時の相互支援体制を維持します。

※…県内の市町村及び一部事務組合の代表者、並びに県環境部資源循環推進課長で構成。主に、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

#### (4) 最終処分計画の策定

##### ① 最終処分量の削減

市内には最終処分場がなく、不燃残さは寄居町にある県営最終処分場と民間処分場に埋立処分しています。

できるだけ最終処分量を少なくするために、各種の啓発による発生抑制を進めるとともに、リサイクルセンター及び環境業務センターにおいて分別、回収する品目を増やすなど中間処理での資源化を進めます。

##### ② 適正な処分の実施

資源化されずに最終的に処分しなければならない不燃残さなどは、法令に基づき適正な最終処分を行います。

#### (5) その他の施策等

##### 1) 経済的手法の検討

##### ① 家庭ごみ処理有料化の検討

現在、本市のごみ処理原単位は減少傾向にあります。先行自治体の成果や近隣市町村の動向を把握し、家庭ごみの処理手数料について有料化制度の導入の必要性を検討します。

##### ② 粗大ごみ手数料制度の見直し

粗大ごみについては、変化していく社会情勢等に対応していくため、数年毎に収集品目や料金の見直し等を検討します。

##### 2) 計画の進行管理

##### ① PDCA サイクルによる計画・施策の進行管理

本計画における減量目標の達成状況や取組に関して、評価及び見直しを行うことで、正確な進行管理を実施します。

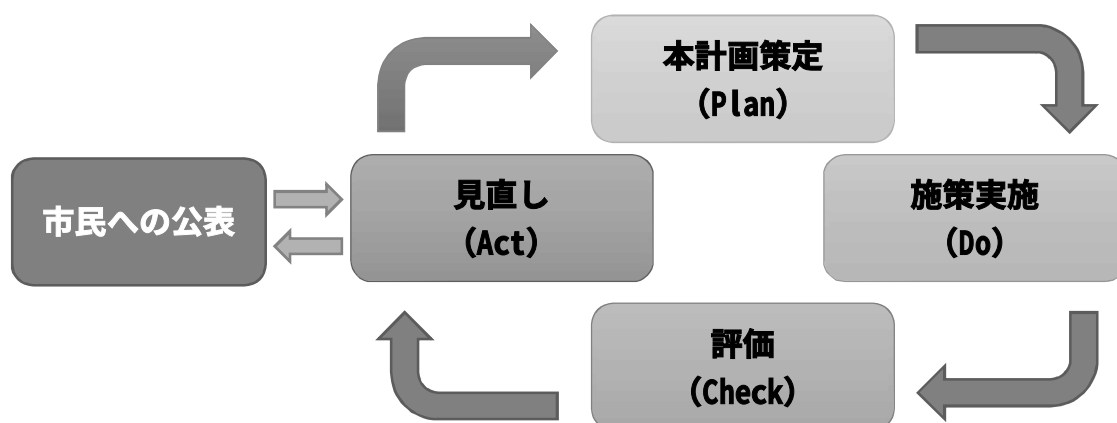


図 3 3 計画の進行管理 (PDCA サイクル)

9. ごみ量推計集計表

表 17 草加市ごみ量推計集計表

|                      |       | 実績値     |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          | 推計値      |          |          |          |          |          |          |             |                                      |  |  |  |  |  | 備考 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------|-------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 年度                   |       | 平成18    | 平成19     | 平成20     | 平成21     | 平成22     | 平成23     | 平成24     | 平成25     | 平成26     | 平成27     | 平成28     | 平成29     | 平成30     | 平成31     | 平成32     | 平成33     | 平成34     | 平成35     | 平成36     | 平成37     | 平成38     |             |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年度日数                 |       | 365     | 366      | 365      | 365      | 365      | 366      | 365      | 365      | 365      | 366      | 365      | 365      | 365      | 366      | 365      | 365      | 365      | 366      | 366      | 365      | 365      |             |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 人口(人)                |       | 238,937 | 239,777  | 241,108  | 242,132  | 243,111  | 244,124  | 244,157  | 244,289  | 245,280  | 245,859  | 245,208  | 245,443  | 245,678  | 245,913  | 246,148  | 245,555  | 244,961  | 244,368  | 243,774  | 243,181  | 242,588  | 草加市人口ビジョンより |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                      |       | 単位      | 番号       |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 家庭ごみ排出量              | t/年   | 1       | 70,317.7 | 68,195.1 | 66,547.9 | 64,486.7 | 63,335.3 | 63,737.1 | 62,725.8 | 61,679.6 | 60,848.6 | 60,945.4 | 60,260.1 | 59,935.5 | 59,610.1 | 59,446.5 | 58,957.2 | 58,432.6 | 57,909.7 | 57,546.0 | 56,869.6 | 56,352.3 | 55,836.9    |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 家庭ごみ総排出量の原単位         | g/人・日 | 2       | 806.3    | 777.1    | 756.2    | 729.7    | 713.8    | 713.3    | 703.9    | 691.7    | 679.7    | 677.3    | 673.3    | 669.0    | 664.8    | 660.5    | 656.2    | 651.9    | 647.7    | 643.4    | 639.1    | 634.9    | 630.6       | N04 + N06 + N08 + N011 + N023 + N025 |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 家庭ごみ総排出量の原単位(集団回収なし) | g/人・日 |         | 731.0    | 702.0    | 684.0    | 662.9    | 647.5    | 648.9    | 640.9    | 632.3    | 622.2    | 623.7    | 619.9    | 615.9    | 611.9    | 607.8    | 603.8    | 599.8    | 595.8    | 591.7    | 587.7    | 583.7    | 579.7       | N04 + N06 + N08 + N011 + N023        |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 収集可燃ごみ               | t/年   | 3       | 52985    | 51354.3  | 50518.7  | 49237.6  | 48245.4  | 48641.71 | 48176.97 | 47358.83 | 46864.04 | 47133.64 | 46560.76 | 46285.44 | 46009.5  | 45858.25 | 45455.79 | 45026.12 | 44597.99 | 44292.43 | 43746.38 | 43322.89 | 42900.96    | 推計値から算出し、切りの良い数値目標で推移を推分             |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 家庭系可燃ごみの原単位          | g/人・日 | 4       | 607.5    | 585.2    | 574.0    | 557.1    | 543.7    | 544.4    | 540.6    | 531.1    | 523.5    | 523.8    | 520.2    | 516.7    | 513.1    | 509.5    | 505.9    | 502.4    | 498.8    | 495.2    | 491.7    | 488.1    | 484.5       | 推計値から算出し、切りの良い数値目標で推移を推分             |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 収集不燃ごみ               | t/年   | 5       | 3,586.6  | 3,372.2  | 2,975.1  | 2,716.1  | 2,610.5  | 2,576.4  | 2,420.5  | 2,369.0  | 2,260.2  | 2,446.4  | 2,422.2  | 2,413.5  | 2,404.7  | 2,402.5  | 2,387.1  | 2,370.3  | 2,353.5  | 2,343.2  | 2,320.1  | 2,303.5  | 2,286.9     |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 家庭系不燃ごみの原単位          | g/人・日 | 6       | 41.1     | 38.4     | 33.8     | 30.7     | 29.4     | 28.8     | 27.2     | 26.6     | 25.2     | 27.2     | 27.1     | 26.9     | 26.8     | 26.7     | 26.6     | 26.4     | 26.3     | 26.2     | 26.1     | 26.0     | 25.8        | H27年度比5%減とする                         |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資源物                  | t/年   | 7       | 6,648.6  | 6,371.9  | 6,183.1  | 6,151.6  | 6,033.4  | 6,155.6  | 5,883.9  | 6,018.8  | 5,967.2  | 5,893.4  | 5,835.0  | 5,814.0  | 5,792.8  | 5,787.5  | 5,750.4  | 5,709.9  | 5,669.5  | 5,644.6  | 5,589.0  | 5,549.0  | 5,509.1     |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 家庭系資源物の原単位           | g/人・日 | 8       | 76.2     | 72.6     | 70.3     | 69.6     | 68.0     | 68.9     | 66.0     | 67.5     | 66.7     | 65.5     | 65.20    | 64.90    | 64.60    | 64.30    | 64.00    | 63.71    | 63.41    | 63.11    | 62.81    | 62.52    | 62.22       | 内訳合計                                 |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| かん・びん(小計)            | t/年   | 9       | 2,570.0  | 2,427.2  | 2,348.7  | 2,359.8  | 2,301.7  | 2,260.1  | 2,162.1  | 2,130.1  | 2,083.6  | 2,059.9  | 2,039.5  | 2,032.1  | 2,024.8  | 2,022.9  | 2,009.9  | 1,995.8  | 1,981.6  | 1,972.9  | 1,953.5  | 1,939.5  | 1,925.6     |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| かん                   | t/年   | 10      | 813.1    | 772.8    | 738.7    | 763.7    | 681.8    | 649.2    | 627.7    | 623.0    | 609.1    | 615.8    | 609.7    | 607.5    | 605.3    | 604.8    | 600.9    | 596.7    | 592.4    | 589.8    | 584.0    | 579.9    | 575.7       |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原単位                  | g/人・日 | 11      | 9,323    | 8,806    | 8,394    | 8,641    | 7,684    | 7,265    | 7,043    | 6,987    | 6,804    | 6,844    | 6,81     | 6,78     | 6,75     | 6,72     | 6,69     | 6,66     | 6,63     | 6,59     | 6,56     | 6,53     | 6,50        | H27年度比5%減とする                         |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| びん                   | t/年   | 12      | 1,756.9  | 1,654.4  | 1,610.0  | 1,596.1  | 1,619.9  | 1,610.9  | 1,534.4  | 1,507.1  | 1,474.4  | 1,444.1  | 1,429.8  | 1,424.6  | 1,419.4  | 1,418.1  | 1,409.0  | 1,399.1  | 1,389.2  | 1,383.1  | 1,369.5  | 1,359.7  | 1,349.9     |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原単位                  | g/人・日 | 13      | 20,145   | 18,852   | 18,295   | 18,060   | 18,255   | 18,029   | 17,218   | 16,902   | 16,469   | 16,048   | 15,97    | 15,90    | 15,83    | 15,76    | 15,68    | 15,61    | 15,54    | 15,46    | 15,39    | 15,32    | 15,25       | H27年度比5%減とする                         |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 古紙類                  | t/年   | 14      | 3,642.9  | 3,274.4  | 3,155.4  | 3,108.6  | 3,014.4  | 3,122.1  | 2,971.9  | 3,142.7  | 3,143.5  | 3,077.1  | 3,046.7  | 3,035.7  | 3,024.7  | 3,021.9  | 3,002.5  | 2,981.3  | 2,960.2  | 2,947.3  | 2,918.2  | 2,897.3  | 2,876.5     |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原単位                  | g/人・日 | 15      | 41.71    | 37.312   | 35.855   | 35.174   | 33.971   | 34.942   | 33.348   | 35.246   | 35.112   | 34.196   | 34.04    | 33.89    | 33.73    | 33.57    | 33.42    | 33.26    | 33.11    | 32.95    | 32.80    | 32.64    | 32.49       | H27年度比5%減とする                         |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ペットボトル               | t/年   | 16      | 403.7    | 636.0    | 646.8    | 648.5    | 681.7    | 728.3    | 709.7    | 709.2    | 695.4    | 693.7    | 686.8    | 684.3    | 681.9    | 681.2    | 676.9    | 672.1    | 667.3    | 664.4    | 657.9    | 653.2    | 648.5       |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原単位                  | g/人・日 | 17      | 4,629    | 7,247    | 7,350    | 7,338    | 7,682    | 8,151    | 7,964    | 7,954    | 7,767    | 7,709    | 7,67     | 7,64     | 7,60     | 7,57     | 7,53     | 7,50     | 7,46     | 7,43     | 7,39     | 7,36     | 7,32        | H27年度比5%減とする                         |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 古着(拠点回収)             | t/年   | 18      | 32.0     | 34.3     | 32.2     | 34.7     | 35.6     | 45.2     | 40.2     | 36.7     | 44.7     | 62.6     | 62.0     | 61.8     | 61.6     | 61.5     | 61.1     | 60.7     | 60.3     | 60.0     | 59.4     | 59.0     | 58.6        |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原単位                  | g/人・日 | 19      | 0.367    | 0.391    | 0.366    | 0.393    | 0.401    | 0.505    | 0.452    | 0.412    | 0.500    | 0.696    | 0.69     | 0.69     | 0.69     | 0.68     | 0.68     | 0.68     | 0.67     | 0.67     | 0.67     | 0.66     | 0.66        | H27年度比5%減とする                         |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 核・草(持ち込み)            | t/年   | 20      | 39.5     | 44.2     | 46.5     | 41.3     | 47.1     | 20.2     | 0.0      | 0.0      | 7.1      | 16.3     | 40.4     | 40.5     | 40.5     | 40.6     | 40.6     | 40.6     | 40.4     | 40.4     | 40.2     | 40.1     | 40.0        |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原単位                  | g/人・日 | 21      | 0.453    | 0.504    | 0.528    | 0.467    | 0.531    | 0.226    | 0.000    | 0.000    | 0.079    | 0.181    | 0.45     | 0.45     | 0.45     | 0.45     | 0.45     | 0.45     | 0.45     | 0.45     | 0.45     | 0.45     | 0.45        | H18～H23年度平均                          |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 粗大ごみ                 | t/年   | 22      | 488.4    | 465.7    | 468.0    | 437.7    | 524.2    | 588.7    | 632.9    | 629.9    | 604.6    | 631.0    | 624.8    | 622.5    | 620.2    | 619.7    | 615.7    | 611.4    | 607.0    | 604.4    | 598.4    | 594.1    | 589.9       |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原単位                  | g/人・日 | 23      | 5,600    | 5,307    | 5,318    | 4,953    | 5,907    | 6,588    | 7,102    | 7,064    | 6,753    | 7,012    | 6,98     | 6,95     | 6,92     | 6,88     | 6,85     | 6,82     | 6,79     | 6,76     | 6,73     | 6,69     | 6,66        | H27年度比5%減とする                         |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 集団回収古紙類              | t/年   | 24      | 6,569.6  | 6,586.8  | 6,356.5  | 5,902.4  | 5,874.7  | 5,754.5  | 5,611.5  | 5,303.1  | 5,145.5  | 4,824.6  | 4,776.9  | 4,759.7  | 4,742.4  | 4,738.0  | 4,707.6  | 4,674.4  | 4,641.4  | 4,621.0  | 4,575.5  | 4,542.7  | 4,510.1     |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 原単位                  | g/人・日 | 25      | 75,329   | 75,056   | 72,229   | 66,786   | 66,205   | 64,405   | 62,968   | 59,475   | 57,474   | 53,616   | 53,373   | 53,129   | 52,885   | 52,642   | 52,398   | 52,154   | 51,910   | 51,667   | 51,423   | 51,179   | 50,936      | H27年度比5%減とする                         |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 中間処理後の資源化量           | t/年   | 26      | 14,747.1 | 14,362.0 | 13,798.1 | 13,092.6 | 12,933.6 | 13,041.7 | 12,639.9 | 12,408.2 | 12,161.2 | 11,949.8 | 11,848.8 | 11,807.4 | 11,765.9 | 11,760.0 | 11,682.6 |          |          |          |          |          |             |                                      |  |  |  |  |  |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |